

## 令和元年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和元年9月13日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	菊池 良君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	岡野 敏行君
病院事務長	須崎 洋司君		

# 令和元年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

令和元年9月13日(金)

午前10時00分 開議

会 期 令和元年9月10日～9月20日(11日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	議会運営委員会委員長報告	—
3	—	一般質問(10名)  1 宮野 亨議員 2 村木 征一議員 3 澤本 幹男議員 4 高橋 邦男議員 5 原島 幸次議員 6 石田 芳英議員 7 木村 圭議員 8 小峰 陽一議員 9 清水 明議員 10 大澤由香里議員	—
4	議員提出議案 第1号	天皇陛下御即位賀詞に関する決議	原案可決
5	議員提出議案 第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	原案可決

(午後3時13分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（師岡 伸公君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 議会運営委員会委員長報告を行います。

本件については、去る 9 月 11 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の追加議案について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、須崎眞議員よりご報告願います。須崎眞議員。

〔議会運営委員長 須崎 眞君 登壇〕

○議長運営委員長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

令和元年第 3 回奥多摩町議会定例会の追加案件について、去る 9 月 11 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

本日の追加議案として、議員提出議案 2 件を上程することに決定しました。

議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

議員提出議案第 1 号及び議員提出議案第 2 号につきましては、それぞれ単独上程の上、即決と決定しております。

以上が議会運営委員会の協議結果であります。

本日の議会運営が効率的かつ円滑に進行できますよう、議員各位のご協力をお願いし、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。追加議案の取り扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、追加議案の取り扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおりとすることに決定しました。

次に、日程第 3 一般質問を行います。

通告のありました議員は 10 名であります。

これより通告順に行います。

初めに、7番、宮野亨議員。

〔7番 宮野 亨君 登壇〕

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

高齢者の交通手段の確保について。

高齢化率 2015 年度 34%、全国平均 26.6%の茨城県常陸太田市山間部高倉地区で、自動運転の実証実験が6月23日から7月21日までの1カ月間実験が実施されたとの記事を読みました。それによると、実施主体は国土交通省や県、市などで構成される自動運転サービス実証実験地域協議会であり、地区内の市道と国道約1.8キロに埋設した電磁誘導線に沿って6人乗りと4人乗りの2台の走行車を走らせ、住民らの移動をサポートしました。また、路線バスの運行時間とも連動させ、スムーズに乗り継げるシステムを導入しました。

この走行車は、障害物などを検知すると自動停止する仕組みですが、安全面を考慮し、運転手が補助的に乗車しています。走行車内外の映像も遠隔で監視できます。また、タブレット端末を活用し、乗車予約もできます。

現時点では実証実験の段階ではありますが、近い将来、実用化されると見込まれます。その際に、奥多摩町のような環境においては、一早い導入が必要と考えます。町のご所見をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、宮野亨議員の一般質問、高齢者の交通手段の確保についてお答えを申し上げます。

町では、子育て世帯の定住化に資する各種施策を行い、年間の人口減少数の縮減や小・中学校の児童・生徒数における転入者の割合が増えていること等、施策の効果が数字上でも見られるようになってまいりました。しかし、町における高齢化率は49%台で、高止まりの状態が続いております。

全国に目を向けてみますと、高齢ドライバーによる事故が社会問題になっており、早急な対策が求められておりますが、国土交通省では、高齢者の移動手段の確保に関する検討会の中で、高齢者の公共交通機関利用促進や地方部における地域の足の確保に向けた取り組み、各種制度の整理・情報提供等を行っております。

東京都における高齢者の移動支援については、高齢者の日常生活を支え、社会参加を促進する上で、その足となる地域の公共交通が大きな役割を担っていることから、現在、区

市町村が実施するコミュニティバスの導入に対する支援や日常の買い物が困難な方々に対する各種の支援策を打ち出しております。

その一つとして、都営住宅団地内では、地元区市や民間事業者と協力をして食品などの移動販売サービスを実施しており、さらに、今年の秋には八丈町で、先端技術を活用した高齢者の移動支援にも寄与できる自動運転バスの実証実験を行う予定であります。この八丈町での実証実験は、自動運転技術を活用したビジネスモデル構築として都が支援するものであります。島しょ部観光M a a S（マース）の実現に向けた移動手段創出をうたい、地元の交通事業者、NTT東日本、NTTデータ、群馬大学が連携し、実施されるものですが、既存の公共交通機関の間を自動運転バスでつなぎ、観光客の新しい足とするとともに、複数の交通手段による観光ルートについて予約・決済を一度にできるサービスを提供していくものであります。

M a a Sは、モビリティ・アズ・ア・サービスの頭文字を組み合わせた造語で、多様な交通手段を組み合わせて一つの移動サービスとして提供する新たなビジネスであります。

また、自動運転システムは、国の成長戦略に位置づけられており、東京都でも環境づくりを進めていくことは有意義であるとの見解を示しておりますが、一方で、東京都では、人口密度が高い都市部での交通の混雑緩和や町のように人口密度が低く、高齢者などの移動手段の確保が求められている地域があるなど、自治体ごとに個別の課題があるとの認識を持っております。

議員が申される茨城県常陸太田市の山間部での自動運転サービスの実証実験は、高齢者の移動手段や人手不足に悩む過疎の自治体におきましては大きな関心事であります。また、ドライバーの負担軽減や生産性の向上を図る上でも魅力ある施策だと考えております。

しかし、電磁誘導線を道路に埋設することから、広大な行政面積を有する上、集落が点在し、特に交通弱者の居住地域が遠隔地であることが多い町では、多額の費用がかかること、また、国道や都道への誘導線の埋設にはトンネルや橋梁も多く、道路管理者である東京都との調整に時間がかかること、また、法規制の問題などが今後想定をされます。

自動運転に関しましては、実験時にも安全対策上、運転士が乗車している状況であり、レベル5と言われる完全自動運転の実用化には、まだ相当の時間を要するものと見込まれます。このようなことから、現状では自治体が単独で取り組むような状況とは言えませんが、町といたしましては、国、東京都、他の自治体等の動向も見ながら、情報収集を行い、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、研究を重ねてまいりたいと思っております。

特に、東京都の場合には、島と山間部の町村等の特殊事情をどうしようかという施策を

考えているようでございますので、東京都と緊密な連携をとりながら、今、提言がありましたようなことに対して、重ねて研究・検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 宮野亨議員、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（宮野 亨君） ご答弁ありがとうございました。再質ではございませんが、要望にいつもなっちゃうんですけど、すぐにはできないのは、もう承知の上なんですけど、大丹波川井線の南岸道路、あそこなんかは実証実験をするには一番いいのかなと思うんで、最初に手がけていただきたいことと、あと、まだクマやシカやイノシシなどの妨害があるとは思いますが、そういうことを乗り越えた上での無人化の移送手段6人、4人、それによって西東京バスへの町としての負担金が少しでも減らせればなという思いで発言させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、7番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、10番、村木征一議員。

〔10番 村木 征一君 登壇〕

○10番（村木 征一君） 10番、村木でございます。

それでは、私は、1件の一般質問を行います。

日本の木材自給率の向上に伴い、多摩産材の活用についてであります。東京オリンピック・パラリンピックの競技施設では、国産の木材が積極的に使われています。杜のスタジアムとも言われる新国立競技場や有明アリーナ、有明テニスの森、有明体操競技場、選手村ビレッジプラザ、カヌースラロームセンターなど、日本伝統の木の文化を感じさせる取り組みが広がっています。

日本三大美林と言われます秋田杉・青森ヒバ・木曽のヒノキの林業家たちは、ようやく東京オリンピック・パラリンピックで日の目を見るときが到来したと明るいまなざしで、なお一層の国産材の普及促進を願っています。

全国の木材自給率は、戦後最低の2002年は18.8%でありましたが、毎年上昇を続け、2017年には36.2%となっております。国内の人工林は、国土の4分の1に当たる1,020万ヘクタールですが、多くが終戦直後や高度成長期に植林され、その半数が50年の伐期を迎えております。

私は、平成29年第3回定例町議会で、森林認証の取得と東京オリンピック・パラリンピックに向けての各施設用の奥多摩産材の売り込みについて一般質問をいたしましたけれ

ども、輸入材にも陰りが出てきた昨今、国産材が見直されてきました。多摩や奥多摩の山々には多くの木材が伐期を迎えておりますので、東京オリンピック・パラリンピックを契機に国・都において木材の需要が高まると思います。そこで絶好の機会ですので、多摩産材の利活用について町長のご所見を伺います。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 10 番、村木征一議員の日本の木材自給率の向上に伴い、多摩産材の活用についての一般質問にお答えを申し上げます。

我が国の木材自給率は、令和元年6月7日に林野庁から公表された平成30年度森林・林業白書によりますと、昭和30年代以降、国産材の供給の減少と木材輸入の増加により低迷を続け、平成7年以降は20%前後で推移し、平成14年には過去最低の18.8%となっております。

その後、人工林資源の充実や技術革新による合板原料としての国産材利用の増加などを背景に、国産材の供給量が増加傾向で推移したのに対して、木材の輸入量は大きく減少したことから、木材自給率は上昇傾向で推移しております。平成29年度は、丸太輸入量が減少するとともに、燃料材の需要が増加し、国産材供給量も増加した結果、木材自給率は前年より1.4ポイント上昇し、36.2%となり、議員から説明がありましたとおり、7年連続で上昇を続けております。

さて、ご質問の日本の木材自給率の向上に伴い、多摩産材の活用についてであります。東京都では、東京都公共建築物等における多摩産材利用推進方針を策定し、公共建築物や工作物などの整備を実施するに当たっては、積極的に木材を利用した方法を採用し、多摩産材の利用に努めるものとしており、都庁を始め、都内の保育園や学校などの公共建築物などに多摩産材を利用しているほか、都施工の治山・林道事業においても木柵工や丸太法面保護工などに多摩産材が利用されております。

また、来年に控えております2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、ご質問の中にありましたように、選手村ビレッジプラザの建設に多摩産材の杉を80立方メートル使用するほか、夢の島公園アーチェリー場の競技用の的置き台や武蔵野の森総合スポーツプラザ、海の森水上競技場、大井ホッケー競技場などに配置するテーブルや椅子などの備品類についても積極的に多摩産材の活用が図られております。

一方、町では、小・中学校教室等木質化事業の資材に多摩産材を活用しておりますが、

その他の公共施設などへの多摩産材の活用については、価格面などの問題もあり、積極的な活用までには至っていない状況でございます。

また、奥多摩産材の活用についても、シカによる食害が著しい地域であった多摩川北岸は、シカ被害が減少するまで当面、主伐を見合わせる地域として、東京都の森林整備計画及び町の森林整備計画に位置づけており、主伐ができない状況にあり、現在のところは活用が難しい状況でございます。

なお、今年度に交付される森林環境譲与税につきましては、市町村においては、この税を森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てること、また、都道府県においては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされております。各市町村の譲与額は 10 分の 5 を私有林人工林面積で、10 分の 2 を林業就業者数で、10 分の 3 を人口で譲与する基準で按分して算出をされております。この算出基準により、人口の多い都市部へ相対的に多い額が配分されることになり、本来その恩恵を受けるべき森林を保有する市町村への譲与額が目減りする状況となっております。

平成 30 年 12 月 13 日付で、議員皆様から東京都知事に対してご提出をいただきました森林環境税の活用に関する意見書の中にもありますとおり、東京都や都内の区市町村に交付される譲与税は、多摩産材など、東京の森林のために活用されるべきであると私自身も考えております。

したがって、西多摩地域の 7 市町村の議会で議決をいただき、東京都に提案していただいておりますことをこれからも都に積極的に強く要望してまいりたいというふうに思っております。

特に今、譲与額を見ますと、人口割合が入っておりますもんですから、23 区 26 市、本来、多摩地域の山林の手入れをするという大きな目的ではなくて、その活用の方法はいろいろありますけれども、そういう部分についての議員皆様のご同意をいただき、意見書を出しておりますので、東京都に対して今後も積極的にそのことを働きかけてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、多摩産材の関心が高まり、需要が増えるよう、東京都並びに森林を抱える近隣市町村と連携し、多摩産材の普及に努めるとともに、今後、建設を予定している公共施設等を始め、多摩産材の活用をできるだけ図っていくよう努力をしまいたいというふうに思っております。



特に、知事会の小池都知事の発言もありますように、全国でも材木の活用を図ろうという機運が醸成されておりますので、設計をする、あるいは建築をするときに、それらの単価差の問題等も含めて、今後、木材を利用する価値と、それから、経費等の問題が徐々に解消されてくるのではないかなというふうに期待しているところでございます。

○議長（師岡 伸公君） 村木征一議員、再質問ありますか。どうぞ。

○10 番（村木 征一君） ただいま町長のほうから答弁をいただきましたけれども、ようやく日本の国産材が見直されてきています。来年 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックは、多摩産材の売り込み、利活用には絶好の機会でありますので、ぜひ町として大きな財産である木材の売り込み、利活用に積極的に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。答弁は要りません。

終わります。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、10 番、村木征一議員の一般質問は終わります。

次に、3 番、澤本幹男議員。

〔3 番 澤本 幹男君 登壇〕

○3 番（澤本 幹男君） 3 番、澤本です。

それでは、1 点、J R 東日本八王子支社との観光対策の連携についてお伺いをさせていただきます。

町は、毎年 J R 八王子支社に対し、西多摩地域広域行政圏協議会を通じて J R を利用する住民や観光客へのサービスへの低下がこれ以上進まないように、安全確保等の面からもさまざまな要望を行っています。

昨年秋、J R は、「奥多摩もみじ大爆発」と題して、東京アドベンチャーラインのラッピング列車を走らせ、お座敷列車も走らせました。今年は、J R 東日本の首都圏 7 支社で行う観光宣伝の事業として、1 番目にこの 7 月から 9 月を J R 東日本の首都圏の駅で、東京アドベンチャーライン青梅線、青梅・奥多摩間として重点的に宣伝をしています。昨年同様に、ラッピング列車やお座敷列車を走らせ、他の全席指定の臨時列車も多く走らせませす。また、2 人組の芸能人による沿線の探検・体験を観光 P R 動画で紹介しています。このように J R 東日本、特に八王子支社は、奥多摩を中心とした観光エリアに力を入れていると思います。

奥多摩駅の改装も行いました。J R も民営の企業ですので、町が協力できることには限度がありますが、町として、観光対策として多くの観光客を誘致するためにも J R 東日本八王子支社との連携が必要と思います。町の考えをお伺いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番、澤本幹男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

町にはJR青梅線の停車駅として、川井駅から奥多摩駅までの5駅があり、青梅線は通勤・通学等に利用する住民の交通手段としてだけではなく、町を訪れる年間212万人の観光客が利用する移動手段のかなめとして、住民の生活と国内外の観光客を含め、町が存続していくために欠くことができない重要な公共交通機関となっております。

かつての奥多摩・立川間は、乗り換えなしに利用できたものの、現在は、ほとんどの運行列車が青梅駅での分離運転のため、乗り換える必要があり、また、昼間の利用客が少ないこと等から、日中時間帯の運行本数の削減や古里駅、鳩ノ巣駅での完全無人化による簡易業務の廃止、奥多摩駅を除く4駅での券売機撤去など、利用者に対するサービスの低下が目立ってまいりました。

町では、毎年、西多摩地域広域行政圏協議会を通じて、西多摩8市町村長の連名で、JR八王子支社長に対し、安全確保等の面を含め、見直し、改善等の要望を行っているところであります。

このような中、鳩ノ巣駅構内では、遮断機、警報機がない第4種踏切の棚沢踏切と鳩ノ巣東踏切について廃止する旨の協議があり、棚沢踏切は利用者がほとんどなく、地元の理解を得た上で廃止といたしました。鳩ノ巣東踏切につきましては、利用状況及び安全面の観点から、遮断機、警報機を有する第1種踏切に格上げするよう要請したところであります。その工事を今年度中に行う予定となっております。昨年は、鳩ノ巣西踏切を木製の歩道及び木製の枕木からゴム製及びコンクリート製のものに変更する構造強化工事が実施され、古里駅東側の小丹波第2踏切については、緊急車両を含め、車両の通行が容易になるよう、フェンスと月形柵を移設し、広くする、また、列車のカーブ走行時の騒音低減のため、レール交換等が実施されるなど、未解決であった事案が解消されました。川井駅西側の第4種踏切の旧大丹波踏切につきましても、今後、遮断機、警報機を有する第1種踏切に格上げする方向で協議を行っているところでございます。

議員ご質問のJRとの連携による観光振興についてであります。JR八王子支社では、観光面における対策として、支社内の横断的連携を図るべく、事業部企画課内に地域活性化プロジェクト担当を配置し、平成29年11月には、奥多摩駅及び駅前広場の魅力向上を目的として、第1回目となる「おきたマルシェ」が開催され、その後、クラフト・ビール・フェスティバルである「オクターマー・フェスト」も継続的に開催されるなど、これ

までと違った形でテコ入れを始めております。

また、平成 30 年 9 月からは青梅・奥多摩間の愛称を「東京アドベンチャーライン」として名づけ、ロゴマークを設定をいたしました。同年 10 月からは、このロゴを使用したヘッドマークを搭載し、奥多摩の自然を模した内装を施すなどしたラッピング電車を走らせ、現在はリニューアルした 2 代目の車両が青梅・奥多摩間を走っております。

東京アドベンチャーラインは、駅をおりてすぐに本格的な自然やアウトドアを楽しめる青梅線の魅力をアドベンチャーというわくわくする言葉で表現し、さらに東京というブランド名を組み合わせることで、東京都の一部である身近さ、アクセスのよさを強調して名づけられました。そして、今年の 4 月には、町の玄関口である奥多摩駅の駅舎が関東の駅百選に選ばれた外観を生かしつつ、利便性の向上や多摩産材を活用して大規模に改修され、1944 年、昭和 19 年の開業から 75 年の時を経て新たに生まれ変わり、リニューアル記念セレモニーが盛大に行われました。

このように J R との連携による観光振興につきましては、観光客の増加を背景にさまざまな角度から推進しており、加えて奥多摩駅前広場の管理運営協定を締結して、奥多摩駅前広場におけるさまざまな観光イベントの開催や、町の特産物等の販売にも力を入れているところであります。

来年の春には、町内 5 駅の中で最後となる奥多摩駅前の観光トイレのリニューアルオープンに向け、これから整備を始める予定であります。日本一観光用公衆トイレがきれいなまちとして、J R 利用者を始め、来遊者へのサービス向上に寄与してまいりたいと考えております。

奥多摩観光協会においては、青梅線沿線のエリア全体で紅葉を P R するため、沿線の観光協会や商店組合等と連携して、青梅・奥多摩もみじ協定を締結し、積極的に町の魅力を発信していただいております。

今年度から始まりました新たな連携といたしまして、夏休み期間中に運行される臨時列車のうち、4 日間の限定でありましたが、子どもたちが楽しく青梅線の自然を学べるよう、臨時列車「お座敷青梅奥多摩号」に、山のふるさと村のビジターセンタースタッフが同乗し、車内に設置した子ども自然体験コーナーで解説等を行いました。奥多摩駅到着後は、山のふるさと村への無料送迎バスを活用して希望者を山のふるさと村へ案内するなど、積極的な連携も始まっており、お客様からは、とても楽しかった、子どもも喜んでいたので、乗ってよかった、森林浴をしたいので、奥多摩に来た、山ふるはとてもゆっくりできてよい場所だったなど、多くの好評の声をいただきました。

今後も一人でも多くの観光客が、山のふるさと村を始めとする町の魅力に触れ、観光客の増加につながるよう、積極的な集客活動を展開してまいりたいと思っております。

なお、明日 14 日の土曜日は、奥多摩駅前において、東京アドベンチャーライン 1 周年イベントが予定されております。午前 9 時 54 分「ホリデー快速おくたま」及び午前 10 時 42 分臨時列車「快速青梅奥多摩涼風号」の奥多摩駅到着に合わせ、記念横断幕の掲示や南氷川のお囃子、町のイメージキャラクター・わさびーによる歓迎などが予定されております。

J R 八王子支社では、先ほど申し上げましたように、奥多摩駅の駅舎改築を始め、川崎、あるいは三鷹からの臨時列車の運行や駅前広場で各種イベントなど、さまざまな形で、町や観光協会との連携を図っていただいております。

観光立町を標榜する町といたしましては、今後も J R を始めとする関係機関と大いに連携を図りながら、観光客誘致のためのさまざまな施策を積極的に展開する予定でございます。さらなる観光の振興に努めてまいりたいと思っております。

再三お話をしておりますけれども、奥多摩駅の乗降客は、ここ 6 年ほど毎年少しずつですが増えております。そういう点を踏まえて、J R 八王子支社の管内というのは、山梨県の甲府までが全部管内でございまして、それらのところをいかに魅力ある地域を底上げしていこうかということで、一生懸命いろんな計画をいただいております。そういう効果もありまして、今、いろんな点で、観光客は少しずつ増えてきているという状況でございまして、今後も J R を利用していただく、あるいは町の中を西東京バスを利用していただく、このドッキングをうまくしながら 2020 の来年に向かってインバウンド観光客、外国のお客さんがさらにここまで来てもらうということも今後、いろんな P R をしていきたいというふうに思っております。

特に、インバウンドのお客さんというのは、少しずつでありますけれども増えております。はとのす荘の宿泊を見ますと、アメリカ、中国だけではなくて、5 カ国ないし 6 カ国の方が 1 年を通じて泊まっているという状況があらわれてきておりますし、町内にも、あれと思う外国人の方が歩いている様子が見えておりますので、こういう問題を含めて、J R と連携をしながら、今後も観光立町を標榜しておる町として、いろんな意味で連携を図りながら振興していきたいというふうに思っております。

特に今、一番力を入れておりますのは、41 ある公衆用のトイレ、これを日本一きれいなトイレにするという目標を掲げておりますので、利用する方がいろんな意味で、トイレの数が足りない、あるいは汚いという部分を 5 年間で解消していこうというのを大きな目

標に掲げておりますので、それと連携をしながら観光の振興を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 澤本幹男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（澤本 幹男君） 再質問ではありません。よく観光客が奥多摩駅の前で、奥多摩駅をバックに写真を撮っています。そういう意味で、ぜひとも今後ともJR東日本八王子支社との連携関係、観光も含めての連携を深めていただければありがたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、3番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、8番、高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

では、今回、2件の質問をさせていただきます。

1件目なのですが、不便さの解消について。どちらかというとな不便さを和らげるという表現のほうが近いかもしれません。

町は、急速に進む過疎化・少子化の解消を図り、活力のある町・地域づくりのために、平成20年より地域全体で子どもや子育てを支援することを目的に、子ども・子育て支援推進条例を制定したのを手始めに、子育て、若者定住への支援事業を推進してきました。その結果、ここに来て人口減少数も以前の半分以上となり、事業の成果が出始めてきました。

ただ、その一方で、町内における不便さが増してきています。特に、町内での食料品店の閉店が続き、買い物が不便になってきていることであります。食料品は毎日の生活に欠くことのできないものであります。車を運転できない方にとっては死活問題と言えます。

これに対して、最近では地元住民の皆さんによる野菜類の販売、それからJAによる移動販売サービスなどが始まっています。ただ、今後、町としても何らかの対策を打つべきではないでしょうか。

例えば、社協が行っている外出支援サービス、地域ささえあいボランティア事業を買い物の送迎や代行サービスまで拡大するとか、あるいは公機関なり、第三セクターによるスーパー・商店の経営などであります。

今後、子育て、若者定住化支援事業を推進する上で、不便さの解消は重要なことであると思っています。町の考えをお聞かせください。

2件目です。小河内ダムの湖面利用についてであります。

小河内ダムの湖面利用については、議会の一般質問において再三質問されてきています。そして、ダムの湖面利用については、水質保全や他県においてダムの湖面を開放していないことなどから、都水道局は許可を出せないという答弁をいただいています。

町が毎年、都水道局に対してダムの湖面利用への要望を出していただいていることや都との信頼関係の維持もあり、余り無理な要望もできないことは承知しています。

ただ、現在、クマの出没のため、いこいの路が通行止めになっていることや、器具の不具合により麦山浮橋が取り外されていることなど、小河内ダム周辺の状況やダム下流の多摩川や白丸ダム、発電用ダムでありますけれども、カヌーやカヤックを浮かべることができていることを考えると、水質を悪化させない湖面利用は問題もないと思います。

例えば、都の施設であります山のふるさと村湖面でのカヌーやカヤックは、水質保全上何ら問題もないと思われまます。逆に、町の水源である川乗谷でのキャニオニングのほうが水質の悪化や河川の生態系を脅かすのではないのでしょうか。

今後、町としても、小河内ダムの湖面利用については、小河内ダム観光の一つの目玉として何か対策を考えていることと思いますが、何かよいアイデアを持ちでしょうか。町の考えをお聞かせください。

2件、よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、高橋邦男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

最初に、ご質問の1点目の不便さの解消についてであります。町では、若者定住対策の一つとして、平成20年に制定しました子ども・子育て支援推進条例を始めとし、これまでにさまざまな支援策等を実施してまいりました。議員も申されるように、その成果が、徐々にありますが、出始めているという状況であります。

その一方では、食料品店を始めとする商店の閉店が続いております。昨今、JAの移動販売や地域住民による野菜類等の販売も始まっており、これに加え、生協等の宅配サービスを利用されている方々もおりますが、今まで身近な場所にあったお店がなくなるというのは、地域コミュニティの観点からも懸案の一つとなっております。

議員からは、社会福祉協議会が行っている外出支援サービス、地域ささえあいボランティア事業を買い物送迎や代行サービスまで拡大してほしいというご意見をいただきました。外出支援サービス事業は、利用者が順調に増えてきており、現在は2名の運転手で運行をしておりますが、この事業の内容につきましては、病院等まで無料で送迎するサービスが原

則でございますが、サービス利用中に利用者が買い物もできるよう配慮しております。

また、地域ささえあいボランティア事業は、利用者の会員登録状況も、令和元年7月31日現在で157名となっており、4月から12名増えております。そして、ボランティアとしての協力会員が47名で、そのうち39名が車の運転でサービスを行う特別会員でございます。

これらの事業も確実に利用者が増えている状況でございますが、車の運転を行うボランティアである特別会員が、この4月から9名減少しており、社会福祉協議会の職員がボランティアを確保するため、地域に出向き、お願いをしている状況でございます。

地域ささえあいボランティア事業は、活動日、活動時間等によって最低500円の利用料金を要しますが、買い物や金融機関、趣味・娯楽から冠婚葬祭までの送迎など、利用者の多様なニーズにこたえられるよう事業展開をしているところでございます。

今後もボランティア事業として、利用状況や利用者のニーズの変化に対応するための事業の見直しを含め、社会福祉協議会と連携して、人材の確保を行いながら事業を進めてまいります。また、まだまだ制度の認知度も低いようでありますので、改めてPRを行うことや利用者が満足して利用できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、買い物難民対策についてであります。檜原村では、住民の買い物支援として、平成28年7月に、第三セクターが運営する公設民営のミニスーパー「かあべえ屋」がスタートしております。売り上げは好調のようでございますが、経費を差し引くと「かあべえ屋」の経営は赤字であり、村から受託する釣場運営とごみ収集業務で収益を上げ、全体の黒字化を目指しているとのことであります。

町においても、第三セクター奥多摩総合開発株式会社が、キャンプ場、もえぎの湯、はとのす荘などの観光施設や森林再生事業、ごみ収集業務などの業務を行っております。町の第三セクターは、会社全体としては黒字経営を続けており、町に対して毎年、約5,000万円の使用料収入をもたらしております。

町内における食料品店等の閉店につきましては、後継者不足も一つの要因となっていると思われませんが、過去に住民を対象にした買い物調査によりますと、食料品・日用品の9割を町外で購入していると回答されております。このため、商店を継続できない大きな要因は、住民の多くが町外で買い物していることであり、第三セクターややる気のある若者が、新たな店舗を展開しても住民皆様が利用していただかないことには継続が困難ではないかなという構造的な問題を抱えております。

このことについては、いろんな意味で、もう少し研究をし、高齢者の買い物難民対策に

つきましては、今後もいろんな調査・研究して、改善を図っていききたいというふうに思っております。

特に、買い物難民の問題は、ここ1年から2年の間で、今、鮮魚を買える店が一つもなくなってしまうました。古里の坂本商店、それから氷川の魚誠、それから、琴浦の小作商店、ここでは鮮魚を含めて、地域の皆さんが食料品を含めて買えたんですけれども、いろんな意味で、後継者難、先ほども申しました外的な要因もありますけれども、まだまだ地域の人々が利用しております、営業としては細々と言ったら悪いのかもしれませんが、そのような営業を続けておりましたけれども、残念ながら、ほとんど後継者がいないという問題で閉店をいたしました。したがって、鮮魚については全く町の中で買うことができないという問題がございます。

そのほかに後継者の問題で、買い物難民というよりむしろ買い物をする場所をどう確保するかというのが今後大きな問題かなというふうにとらえております。後継者が出ないから店を閉める、あるいは売り上げ等少ないから店を閉めるということですが、町の中に基本的なそういうものがなくなってしまうこと自身が問題であり、それを今後真剣に考えていかなければいけないということで、今、私自身は、そのことに頭を悩ませているところでありまして、いろんな方法があるのかなということで、職員ともいろんなそういうことが可能なかどうか調査をしてみろ、あるいはいろんな方法についての知恵を出してみろということで真剣に考えていかないといけないというふうに思っております。

もちろん高齢者がなかなか外出できないという部分については、さっき申し上げましたような社会福祉協議会と連携をしながら、一定の枠を広げながら、また、そういう利用していただくことをやることによって、いろんな部分を拡大していく、あるいは生協がある意味では非常にこまめに地域までいろんな意味で注文をとっていただいていますので、そういう利用の件数等を含めて、事細かに真剣に考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

次に、2点目の小河内ダムの湖面利用についてでございますが、湖面利用につきましては、これまでに町議会の中でも同趣旨の一般質問が繰り返されているところでございます。最近では、平成30年第2回定例町議会において、7番、宮野亨議員から、ダムの湖面を生かす再生エネルギーについて、また、平成29年第2回定例町議会において、8番、高橋邦男議員からは、小河内地域の活性化のために「小河内観光の振興を」についての中で、湖面利用に関するご質問を受け、ご答弁をさせていただきました。

町としましても、議員が申されるように、小河内ダム建設当時から現在に至るまで、毎



年要望しているところでありますが、東京都においては、都民の約8割の飲料水を利根川水系、荒川水系から確保している状況の中、また、都民に飲料水を提供している。これら他県のダムが湖面を開放していない状況の中、現時点において小河内ダムの湖面を開放することは、他県に対する説明も難しく、困難であるとの答弁をさせていただいております。

ご存じのように、小河内ダムの周辺の土地は、水源涵養を目的に、その多くを東京都水道局が所有しており、その目的は水質保全であることから、湖面利用やダム周辺にさまざまな施設を建設することは、現状におきましても非常に難しいという状況であります。

東京都水道局は、明治時代から100年以上の長きにわたり、健全で緑豊かな約2万3,000ヘクタールの水道水源林の継続的な管理を行っており、特に、小河内ダムは、都民の水がめであるとともに、我が国最大級の水道専用ダムであり、水質保全、維持管理を含めた水質汚染防止対策には細心の注意を払い、日夜、労力が注がれているというところがございます。

加えて近年の降雨状況では、利根川水系のダム等から安定的に供給できる水量が計画時より2割程度低下していることが明らかになっており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、渇水に備えた湛水量の確保についての対策を講じるとの情報もございます。

一方、議員からはダム下流の多摩川や白丸ダムでカヌーやカヤックが浮かべられていること、あるいは、川乗谷でのキャニオニングについての言及がございました。一般的に利用に当たりましては、海、河川、自然湖等の公用地での届け出は不要とされておりますが、ダム湖では、水質を汚染する可能性のある行為は、使用許可が必要な場合があるとされ、特に水道専用ダムである小河内ダムでは、許可を得ること自体が極めて困難な状況でございます。

なお、麦山の浮橋及びいこいの路につきましては、8月22日から通行止めが解除され、通行可能となっております。

これまで小河内ダムの湖面利用につきましては、さまざまなご説明を申し上げてまいりましたが、今年度も町では湖面利用を含め、東京都町村会を通じて東京都水道局へ要望を行っているところでございます。

過去のいろんないきさつ、歴史的なことを若干申し上げますと、小河内ダムは、昭和12年に小河内ダムの建設が始まっております。以来、ダムを国がやるのではなくて、東京都自身が将来の首都の水がめを確保するためにということで、長年にわたって、戦争を挟んでダムを建設いたし、昭和32年に完成をしております。そのとき1町2村、小河内

村全村が水没をしたわけでございますけれども、過去のいろんないきさつ等、いろんなものを調べてみますと、そのときの覚書、あるいは協定書等々から、特に湖面の利用については考慮します、湖面を利用させますとは一つも言っていないんですね。私自身はそういう部分で、職員として上司、あるいは町長等の命を受けて、この湖面の利用を何とかできないかというふうに奔走した時期がございます。

その一つが、今申し上げましたように考慮しますということでもありますから、考慮は検討であり、研究でありということで、1つには、一つの例として相模湖にダムがございます。相模湖は、あそこは船が浮かんでいますし、それから観光客も利用しております。そこへ何回も調べに行きました。移転に当たって、ちゃんと協定書は結ばれておりました。ダムができた時点では、地域に船を浮かばせること、あるいはその部分をきちっと組合をつくって利用すること等々ありまして、そういう基本的な部分を当時としては余り重要視されていなかったのかなという気がします。そういう点では、小河内ダムの建設を過去に振り返ってみますと、ほとんどが公共のための補償というのが、本当にある意味ではおろそかで、個人補償が主として行われたのではないかなというふうに私は私的見解を持っております。

したがって、いろんな意味で努力をしても、過去の一定の協定がきちとした文書がないと、それを推進するというのは、なかなか難しいなというふうに思っておりますけれども、決してあきらめているわけではございませんけれども、毎年毎年そういう意味で努力をしているという状況でございます。

また、そういう点では、もう一方では、そういうことを将来的な問題として課題としておきながら、いこいの路、湖面の対岸でございますけれども、これを最初は開放しないということでありましたけれども、観光的な部分として管理道を開放してほしい。3年間にわたって約10億円近い費用を投じていただきまして、拡幅をし、今ではいこいの路として開放していただいております。

しかしながら、いろんな天候等の状況によりまして、一部管理をしていく上に支障が出るということで、中止をする、あるいは制限をするということは若干やむを得ないのかなという気がいたしております。

それから、浮き橋でございますけれども、当時はドラム缶橋でありましたけれども、それをドラム缶橋から今の橋のように、あるいは水位が多少変わっても利用できるよということ、徐々に改良していただきました。

しかし、究極の目的は水道水源でありますから、ダムの水をある一定の量確保していく

ということでありますけれども、都心の中において水が足らなくなったときには、緊急用水として放水をするということが大きな命題であります。

過去にさかのぼりますと、前回の昭和 39 年度の東京オリンピックのときに渇水になりました。小河内ダムが水を出して、底が見えたというのは記憶にある方もあろうかと思えます。そのときに今の前河野外務大臣のお父さん、河野一郎さんでございますけれども、利根川導水ということで、利根川の水を利用することによって都民の水を供給するというツルの一声で利根川導水が始まり、現在に至っている状況でございます。今、小河内ダムの水というのは、東京都の水として 3 割しか使われておりません。それはなぜかということ、一度 39 年に底まで見えるようにしたことによって、流域面積が少ないということで、なかなかたまりにくいという欠陥がございまして、新たな水源を求めるために、今、群馬を含めた利根川等からの水を約 8 割利用し、2 割を多摩川の水を利用しているという状況でございます。

そういう状況の中で、緊急用水、あるいは水質を保全するという意味では、一定の水質保全するという意味では、いろんな提案をしてみました。では、水質保全やるのであれば、今、奥多摩湖の中で浮かばせる船について、重油、あるいはガソリンを使うのではなくて、電気でやるのはどうだという提案もした時期がございます。そういう時期を含めて、あるいは高橋議員から言われましたように、山のふるさと村の湖面利用の問題についても東京国体のときに提案をさせていただきました。

しかし、基本的には、東京都としては、水道水源をきれいな水を 1 日に東京で利用する水というのは 500 万トン必要でございますので、今の奥多摩湖の場合には、約 40 日間の水を蓄えている状況でございますので、そういうためにも水道局としては、ほかの県に水を頼っている中では、そういうことをしっかりやっていきたいということが基本にあるようでございます。

もちろん我々としては、いろんな提言をしております。議会の中でも、あそこにソーラーをつくったらどうかという提案もいただいておりますけれども、そういういろんなものをいただきながら、その都度お話をしておりますけれども、基本的には、小河内ダムそのものをそういう形で都民の水がめとしてやっていくという意味では、今、一番やっているのは、水源の周辺の山林を買っていくと。そのことによって、東京都自身が水源の保全、汚染等々の対策をやっていくということでございまして、だとするならば、小河内ダムの汚染を少なくするためには、町に対する一定の分をしっかりと受けとめてほしいという意味では、平成 10 年に完成しました小河内地区の下水道であります。この下水道について

は、東京都が全額建設費を補てんしていただきました。今でも小河内地域の下水道は、維持管理費も全部、東京都水道局に持ってもらっております。そういういろんな問題等を連携をさせながら進行させているという状況でございまして、つい最近では一番大きな問題は水道の一元化でございます。これもいろんな問題が解決できない部分があるけれども、都民の水源として奥多摩に小河内ダムがある限り、その水質を保全するということであり、その水が飲めない奥多摩町として、奥多摩町に対する支援をしてほしいということを経年にわたってやってきた結果、水道の一元化が成就したわけでございます。

そういう点で、一つの問題をとらえて、いろんな問題を提言いただき、都に対してぶつけてまいりたい、努力をしてまいりたいと思いますけれども、町全体として、何が町のためが一番の利益になるかということも含めながらやっていくのが町長の仕事かなというふうが一番強く思っておりますので、歯切れが悪いんですけども、提案あった問題については、決しておろしたということではなくて、今後ともいろんな問題等絡みながら努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（師岡 伸公君） 高橋邦男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（高橋 邦男君） 答弁のほうありがとうございました。

不便さのほうの解消で、ちょっと質問させていただきたいと思います。自分も町の高齢者の方と話をしたときに、こういう言葉がよく聞かれるんですね。若者だけじゃなくて、我々年寄りのことも考えてくれと。そういう言葉を言われることがよくあります。そのときに自分のほうも、若者に定住してもらおう大切さ、そういう話だとか、あるいは町が老人福祉に多くの事業を展開していることなど話すんですね。ちなみに、今年予算見ますと、少子化対策、それから定住化対策が大体9,100万円ぐらいですかね。若者住宅建設費は除いてありますけども、9,100万円ぐらい。それに対しまして老人福祉費が約4億7,000万円、単純に金額は比較できませんけども、非常に多くの予算を組んでいるということは、それだけ事業をやっているということでもあります。もちろんその中には介護保険だとか、後期高齢者の医療事業費とかそういうものも含まれてはいますが、そういう話もするんですけどね。ですから、金額ではないのかもしれませんが、説明の仕方も悪いのかもしれませんが、なかなかその辺が納得できていない部分があるんですね。

自分としては、そこで肝心の、高齢者の方が何か疎外感というんですかね、置き去り感とか、そういうものを感じているのかなと。そういうところが一番自分としては非常に難しい問題なんですけど。

そこで、ちょっと長くなっちゃったんですけど、質問としては、そういう高齢者の方が

疎外感なり、置き去り感などを和らげてあげるために、町としてどんなことができるかというよりも、それに対して町はどう考えているかという質問です。わかりましたか。ちょっとうまく説明できなかつたんですけど、自分としては疎外感とか置き去り感を感じているのかなと思うんですけど、町としては高齢者の意見、考え、気持ちをどうとらえているかを、ちょっとどの課長さんに言っていかがわかりませんが、もし答えていただける方がいたらよろしくをお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） これは町の基本的な政策の問題でありますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今、高橋議員が言われたようなことに関しましては、私の耳にも入ってきております。1つには、予算の問題ではなくて、大きな方向性の問題だというふうに私は思っております。少子高齢化ですから、少子化と高齢化を一緒に進行しているつもりでありますけれども、なかなかまだ理解をしてもらえないのかなというふうに思っております。

一つは、この町をいろんな意味で過去から現在までやっていただいた高齢者の皆様方が健康で長生きをしてほしいというのが大きな目的でございます。そういう点では、コミュニティの問題、あるいは消防団員の問題等含めて、今のまんましていると高齢化率がだんだんだんだん高くなってしまって、それをだれが支え、だれがこの町を運営していくという点では、若者に入ってもらわないと、そういう点では将来の地域コミュニティ、自治会の問題、消防団員が安全・安心を確保していくという問題がなくなってしまうという大きな問題が含まれているという私は問題を持っております。

かつ少子高齢化の問題、あるいは若者住宅の問題等は、非常に今、政策として、今、申し上げましたような将来的な高齢者の問題も含まれてやっている部分ですから、予算としては目に見えている部分がございます。15項目の子育ての問題、あるいは若者の定住化のための若者住宅の問題、これは現実には予算化をして、それを支給する、あるいはそれぞれの人たちは、すぐ受けるという意味では、そういうふうを感じているのかなという気がいたしております。

もう一方、高齢者の問題をないがしろにしているということではなくて、介護保険の問題、それから後期高齢者の問題も含めて、町では負担する額が上がらないようにということで、今、高橋議員がおっしゃったように、全体的な予算の中で町単独の予算を組んでおります。これは、決して本人に給する事業ではなくて、本人にとってそれが負担が軽減していくはずであり、そのつもりでやっているんですけども、なかなか理解が深まらない

というのが実態なのかなという気がいたしております。

そういう点では、もう少し若者の対策をやると同時に、高齢者対策もこのようにして、ほかの町村とは違う、個々の負担を減らしているんだよという部分をもう少しアピールをし、あるいは説明をして理解を得ていく必要があるのかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、さっき冒頭に申し上げましたように、このままでいくと高齢者だけの地域になってしまい、それが一番怖いことをございまして、継続してやってきた結果、今年の4月でありますけれども、小学校の入学する子どもが、古里小では16名入学いたしました。そのうちの15名がこの子育て、あるいは少子化対策をやってきた結果で町に住んできた子どもたちをございまして、そうでないと、古里では1人しか入学をしないという実態があります。また、氷川小学校では12人の子どもが入学いたしましたけれども、そのうちの6名がこの対策をやってきた結果をございます。

したがいまして、地元からは、全くそういうことをやってこなければ6名しか入学しないという状況をございまして、古里を先進的に進めておりますから、今では若者住宅を氷川地区を重点的にここ一、二年やっているという状況をございます。それから、中学校もそうをございますけれども、28名のうち、17名が子育て支援住宅を含めた、ほかから入ってきたUターン、Iターンをした子どもたちであります。

このようにして人口問題というのは一度に解決するわけではなくて、継続してやることによって、この問題も子育て支援を含めて5年間継続してやった結果、今みたいなことはやっとならわれてきたという状況をございます。そうでなければ、むしろ今議論するのは、小学校の統合をどうするかという問題がテーマとなる。そういう部分はできるだけ避けたい。中学校の統合のときもそうをございましたけれども、中学校の統合のようなことは起こしたくない。そのためにも人口のバランスというのは非常に必要でありまして、そういうことを絶え間なくやりながら一定の理解を得ながら、終局的には高齢者の皆様がこの町の中で、安全で安心して住んでもらうというのが大きなテーマをございますので、そういうものに向かってやっていきたいというふうに思っております。

それから、まだこれは実際に皆様方は感じていないかもしれませんが、今、奥多摩町の中に4つの特別養護老人ホームがございます。そこに約133人の人が利用しております。介護度が1から5までありますけれども、今、介護度が1から3は、ほとんどの特別養護老人ホームではとっていただいております。それはなぜかという、特別養護老人ホームそのものの経営が4から5じゃないと、なかなか経営が成り立っていないという状況があらわれております。

この問題も非常に大きな問題でありますし、今、町の中の高齢者の皆さんは、介護度1から5が必要として利用したいというときには、少なくとも2カ月ないし3カ月、遅くても5カ月、半年以内にはほとんど利用できていると思います。ほかの市町村を見た状況の中では、1から3の人がほとんど1年から2年、それ以上待たないと利用できないという状況でございますので、そういうことのないようにやっていきたいということも長期的には考えております。これらは給付事業じゃないですから、お金を配るという事業じゃないですから、なかなか理解をしていただけないというのが実態かなというふうに思います。

そういう点では、今後つくる琴清苑の問題等議会の皆さんに理解いただきました。これも町の中でそういう困った家庭が出てきたときにはすぐに利用できる、そういう体制をとっていきたいということで、4つの特別養護老人ホーム施設等を含めて、今いろんな方策と申しますか、そういうことを連携してやっていきたいなという相談をしているところでございます。

いずれにしても自分の町で高齢者の皆さんが安全で安心して住めるということは、過去から現在まで、あるいはこれから将来にわたっていろんな施策を打っていくことによって初めてそうなるというふうに私は思っておりますので、今進めているいろんな部分を継続してやることによって、そのことが必ずやわかっていただけるというふうに思っております。

場合によっては、各ほかの市町村の状況等を調べていただくと、家族が仕事を休んで介護しなければいけないという問題が起こっている市町村もあります。そういう問題が起こったときには、特養に入れないということもありますので、きちっとその辺は説明していただかなければいけないのかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、もう一度最初に戻りますけれども、少子高齢化対策は、この地域に住む高齢者の皆さん、私たちの町をつくっていただいた皆様方が安全で安心して健康で長生きしてもらう。そのためにも必要な施策が連携しているということを大勢の人たちに理解してもらうように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 高橋議員、よろしいですか。

○8番（高橋 邦男君） ありがとうございました。以上で、終わりにします。

○議長（師岡 伸公君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。それでは、11時35分から再開いたし

ます。

午前 11 時 22 分休憩

午前 11 時 35 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9 番、原島幸次議員。

〔9 番 原島 幸次君 登壇〕

○9 番（原島 幸次君） 9 番、原島でございます。

それでは、1 点質問させていただきます。

在宅医療・介護連携推進事業の取り組みについてお伺いさせていただきます。

奥多摩町は、現在 65 歳以上の高齢化率が 49.5%、今年の 8 月 1 日現在でございます。となっております。今後、高齢者の増加に伴い、在宅医療や介護がますます必要となってきます。

国は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、医療と介護を必要とする高齢者が、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するため、必要な支援を行う在宅医療・介護連携推進事業が示されました。

この事業は、平成 27 年以降取り組みを開始し、平成 30 年 4 月には全国の各市町村が主体となり、在宅医療・介護連携推進事業を円滑に実施できるように求めています。

そこで、奥多摩町の状況についてお伺いさせていただきます。

- 1、奥多摩町の在宅医療・介護の連携の現状について。
- 2、医師会及び介護事業者と町の連携の現状と今後の展望についていかがでしょうか。
- 3、国が示した市区町村の取り組む事業をどのように実施していきますか。
- 4、在宅医療・介護連携に関して、同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等の広域連携についてはどのようにお考えでしょうか。

ご所見をお伺いさせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9 番、原島幸次議員の在宅医療・介護連携推進事業の取り組みについての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、国が示しております在宅医療・介護連携推進事業の内容につきましては、8 つに細分化されております。1 つ目は、地域の医療・介護の資源の把握、2 つ目は、在宅医



療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、3つ目は、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、4つ目は、医療・介護関係者の情報共有の支援、5つ目は、在宅医療・介護連携に関する相談支援、6つ目は、医療・介護関係者の研修、7つ目は、地域住民への普及啓発、そして、8つ目は、在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携としております。国からは、これらの取り組みを市区町村が医療・介護の関係機関、関係団体等と協力して実施することとされております。

ご質問の1点目の奥多摩町の在宅医療・介護連携の現状であります。町における高齢者のひとり暮らしや見守りが必要な高齢者などは、平成30年度から高齢者見守り相談窓口を保健福祉センターの地域包括支援センター内に設置し、利用者の情報等を共有することで、高齢者を総合的に支援する体制が強化され、生活支援体制整備事業として、現在は主任介護支援専門員、社会福祉士、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター及び高齢者見守り相談員の5名体制で、介護予防啓発事業として地域の訪問活動を行い、住みなれた地域で最期まで暮らし続けられる地域を目指して活動を行っております。

その結果として、緊急通報・見守りシステムの設置者は、本年は8月1日現在で149名の方が登録されており、あわせて高齢者見守り相談員のほか、保健師や包括支援センターの専門職員が家庭訪問を行っております。

さらに、今後は75歳以上のひとり暮らし、介護認定や介護サービス、地域支援事業を利用していない方、緊急通報・見守りシステムの未設置者など、計360名に対しても戸別訪問をする予定であります。

また、自治会や老人クラブなどから得た情報や民生・児童委員や保健推進員などの活動から得た情報などをもとに、町内全域において高齢者の見守りを強化してまいりたいと考えております。

町の体制としましては、月1回のケアセンター会議に、奥多摩病院、福祉保健課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人グリーンウッドの職員で、在宅での医療提供やデイサービスへの紹介などの情報交換や、常に課題を協議して連携を重ねており、特に奥多摩病院が認知症疾患医療センターとして指定されていることから、それらの対応につきましても協議をしてまいりたいと思っております。

2点目の医師会及び介護事業者と町の現状と今後の展望であります。医師会とは、町の40歳以上の特定健康診査で、古里診療所が休診中であることや、受診率の向上を目的に、通勤圏であり、実際に通院している住民もいることから、青梅市医師会に加入している35医療機関と青梅市医師会を通じ、この7月に契約を締結し、町外でも特定健康診査

が受けることができるようにしました。

今後は、歯科健康診査につきましても、町内には古里歯科診療所しかないため、西多摩歯科医師会に協力を依頼して、西多摩地域で歯科健康診査ができるよう進めてまいりたいと考えております。

また、介護事業者との連携につきましても、地域包括支援センター内の主任介護支援専門員が中心となって、各施設のケアマネジャー（介護支援専門員）を対象に研修会や意見交換会を開催するとともに、ケアプランの点検を実施して、介護事業者との情報交換や勉強会の場を設けております。

今後におきましては、認知症及び認知症予防のため、地域住民を交えた通いの場、居場所づくりを考えており、地域の関係機関との連携により、認知症をできるだけ早期に発見し、治療につなげるための体制をつくってまいりたいと考えております。

3点目の国が示した市区町村の取り組む事業をどのように実施していくかについてであります。奥多摩町地域高齢者支援計画を基本に、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりとして、多くの高齢者は、住みなれた地域で安心して暮らしていくことを望んでいることから、保健師等の町職員、地域包括支援センター職員、高齢者見守り相談員、社会福祉協議会、民生・児童委員等が連携を図りながら、在宅高齢者への福祉サービスを引き続き行ってまいります。

4点目の在宅医療・介護連携に関して、同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等の広域連携についてであります。本年7月16日に西多摩医療圏認知症疾患医療・介護連携協議会において、市町村職員、医師を含む病院関係者、介護施設職員、警察・消防署員で「みまもりあいプロジェクト」と題した講演会や、テーマ「迷い人対策の具体化について」のグループ協議会を行っております。また、今年度はあと2回の協議会の予定があり、認知症医療の協議を重ねていく方針でございます。

そして、西多摩地域広域行政圏協議会の保健医療分科会、介護保険分科会でも市町村職員、医師を含む病院関係者、介護施設職員などが集まり「多職種連携による循環型療養基盤づくりのポイント」と題した講演会や、テーマ「在宅期療養者の応急対応に関する課題抽出とマネジメント」のグループ討議を行い、認知症患者の対策が中心となる研究を行っており、さらには西多摩地区ICT多職種ネットワークを西多摩医師会と契約し、活用しております。

また、西多摩保健所主催の西多摩地域保健医療協議会や西多摩圏域8市町村・保健所連絡会などにおいても医療関係者や市町村職員が集まり、今後の西多摩地域の医療体制の検

討を行っているところでございます。

広域連携といたしましては、西多摩地域、東京都の関係機関が一丸となって、この在宅医療や介護問題に対応していけるよう協議や勉強を行っている状況でございます。

町では、地域高齢者支援計画・介護保険事業計画を基本に、今後さらに増加が見込まれる単身高齢者、高齢者のみの世帯が住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、その対応に努めてまいりたいと思っております。

○議長（師岡 伸公君） 原島幸次議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（原島 幸次君） 町では第5期長期計画の中で、健康で長生きできる施策を多岐にわたって行っておりますが、今後、高齢者が増加する中で財政面も大変だと思いますが、各種いろいろ施策を作成いただき、さらなる検討をしていただき、お年寄りが住んでよかったと思える町を目指して、ご支援をお願いできれば大変ありがたいと思います。

ご答弁は結構です。大変ありがとうございました。以上で、終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、9番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、6番、石田芳英議員。

〔6番 石田 芳英君 登壇〕

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

私からは、奥多摩町内における受動喫煙対策について質問させていただきます。

たばこを吸わない人でも受動喫煙によって肺がん、脳卒中、虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群等の疾患のリスクが高まることが明らかとなっております。こうした健康影響を未然に防止し、誰もが快適に過ごせるまちを実現するため、東京都は、東京都受動喫煙防止条例を制定し、平成30年7月4日に公布、原則令和2年4月1日から全面施行され、多数の者が利用する施設等を類型に応じて一定の場所を除いて喫煙を禁止にします。

以上を踏まえて、以下お伺いいたします。

1点目としまして、奥多摩町内の公共施設における今後の対応や取り組みをお聞かせください。

2点目、民間施設においても対象となるケースがありますが、指導やPRはどのようにされるか、お聞かせください。

3点目、健康増進を考えた場合、禁煙することがベストであります。どうしても喫煙される方は、喫煙する場所は具体的にどのような場所になるか教えてください。

以上、3点についてご所見をお伺いいたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（師岡 伸公君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたい

と思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 50 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番、石田芳英議員の一般質問に対する答弁から行います。河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6 番、石田芳英議員の奥多摩町内における受動喫煙対策についての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、受動喫煙防止対策として、日本では受動喫煙による年間死亡者数は、推定 1 万 5,000 人と言われております。受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等、さまざまな疾患と関連することが明らかになっております。このため、自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、国及び東京都では法律や条例を整備し、その対策が行われております。

次に、改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例について、改正前の健康増進法では、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務を定め、受動喫煙防止の取り組みを推進し、一方、依然として受動喫煙に遭遇した非喫煙者は多いことがわかっており、こうした経緯を踏まえて、多数の者が利用すべき措置等について定める法改正が行われ、健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）が平成 30 年 7 月 25 日付で公布されました。

また、東京都では 2020 東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止し、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせる街を実現するため、東京都受動喫煙防止条例を平成 30 年 7 月 4 日付で制定し、特に健康の影響を受けやすい 20 歳未満の子どもや受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を受動喫煙から守る観点から、都独自のルールを定めております。

法律も都条例も段階的に施行日が定められておりますが、都条例では、第 1 段階として平成 31 年 1 月 1 日付で都・都民・保護者等の責務について施行し、第 2 段階では、令和元年 9 月 1 日付で学校等の屋外喫煙所設置不可及び飲食店の店頭表示義務化を施行し、令

和2年4月1日付で全面施行となる規定となっております。

また、施設区分では、第一種施設として、学校、病院、児童福祉施設などが該当し、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設、行政機関の庁舎となり、第二種施設は、多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設、喫煙目的施設（シガーバー、たばこ販売店、屋内公衆喫煙所）、プライベート空間と区分されております。

都条例における規定では、第一種施設の学校等の規制は、屋内完全禁煙、屋外喫煙場所設置不可となります。医療機関、役所、その他児童福祉施設などの規制は、屋内完全禁煙、屋外は一定の要件を満たした喫煙所のみ設置が可能となります。

第二種施設の飲食店、事務所、その他ホテルなどの規制は、原則屋内禁煙、ただし、喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置可能としております。

ただし、特例措置や飲食店において全面禁煙の場合であっても、都条例により、標識の掲示義務が課されるなど、改正健康増進法と比較し、東京都受動喫煙防止条例は、より厳しく規定されております。

さて、ご質問の1点目の奥多摩町内の公共施設における今後の対応や取り組みについてありますが、第一種施設である役場本庁舎は、屋内全面禁煙となり、喫煙する職員にあっては、屋外における規制の一定の要件を満たした喫煙所のみ設置可能として、施設の利用者が通常立ち入らない場所の要件を適用し、喫煙所を設置しております。

その他の役場利用者は全面禁煙となり、小・中学校、保健福祉センター、子ども家庭支援センター、文化会館、日原森林館、福祉会館は全面禁煙とし、奥多摩病院は、敷地内全面禁煙としており、法律の規定に遵守し、本年7月1日付で対応等取り組みを実施しております。

また、第二種施設であるせせらぎの里美術館、日原ふるさと美術館は全面禁煙とし、山のふるさと村、都民の森、水と緑のふれあい館、クリーンセンターは屋内はすべて禁煙、屋外に野外喫煙所を設け、建物の外階段及び職員通用口などに喫煙所を既に設置している状況であります。

今後の取り組みとしましては、来年4月の全面施行に向け、その他の指定管理施設、各地域の生活館やコミュニティセンターなどへの取り組み等周知を図ってまいります。

次に、2点目の民間施設においても対象となるケースがあるが、指導やPRはどのようにされているかについてであります。既に広報東京都や東京都のホームページでは、具体的に詳細が掲載されており、厚生労働省専用ページへのリンクも行われております。

町といたしましても、ホームページから東京都へのリンクができており、詳しい情報が確認できるようになっております。

さらに、東京都では、各局を始め、関係団体や区市町村関連部署等を通じて、新制度の理解促進に向け、施設管理者用ハンドブックの配布や機会をとらえた説明会を行っているほか、相談窓口も設けて広報に努めております。

また、イベントやポスターの掲示、学校、医療機関、児童福祉施設、企業等の施設管理者を対象とした説明会、都民向け講演会におきまして、チラシやハンドブックの配布を行っており、店舗を持つすべての飲食店への店内の喫煙状況を示す標識、案内をこの9月中に東京都から直接送付することが予定されております。

いずれにしましても奥多摩町を管轄する西多摩保健所などの指導のもと、対応を図ってまいります。

最後に、健康増進を考えた場合、禁煙することがベストであるが、どうしても喫煙される方は、喫煙する場所は具体的にどのような場所になるかについてであります。健康増進法と東京都受動喫煙防止条例で定める喫煙できる場所といたしましては、屋内に喫煙室を設置する際には、喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出しないように、たばこの煙が施設の屋外に排気されるなどの措置を講じ、喫煙専用室を設けなければならないと規定されております。

そして、東京都では、宿泊施設、飲食店については、受動喫煙防止対策支援として、施設の規模にもよりますが、1施設当たり400万円を限度として補助金が支出されることになっております。

このようなことから、受動喫煙が健康に及ぼす影響が大きく、母子に及ぼす影響や健康被害も科学的に明らかにされていること、健康増進をなお一層図る観点から、受動喫煙を自らの意思で避けることが困難な方に対し、受動喫煙を生じさせることのない環境を整備する必要があると考えております。

町といたしましては、健康増進法、東京都受動喫煙防止条例の対策として、他の区市町村や関係機関、そして、今後の社会情勢等を注視しながら、今後とも適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（師岡 伸公君） 石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございます。特に再質問はございませんけれども、ご答弁の中で、都条例はかなり厳しいということで、これから来年の4月までに実施されるということでございますけれども、ご答弁の中で東京2020オリンピック

ク・パラリンピックを控えてインバウンド観光、外国人の方々も多く来訪されてくると思いますけれども、日本のPR向上や生活環境の向上など、これから非常に重要な部分だと思しますので、引き続き積極的に推進のほどよろしくお願い申し上げます。

私からの質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、6番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、1番、木村圭議員。

〔1番 木村 圭君 登壇〕

○1番（木村 圭君） 1番、木村です。

私からは、1点質問させていただきます。町最大の課題に対する施策の推進についてでございます。

平成30年6月、7月に少子高齢化・定住化対策意見交換会が各自治会において実施されました。意見交換会から1年が経過いたしました。各自治会より多くの要望、意見、質問等が出されており、関心の高さがうかがわれます。住民からの要望や意見をぜひ施策に生かしていただきたいと思えます。

町最大の課題として、過疎化における人口減少と高齢化に歯止めをかけることを挙げています。そのために少子化対策の推進、高齢者対策の推進、定住化対策の推進を重点的に実施する必要があると説明しています。

この3点の対策における具体的な施策と、5年後、10年後、20年後の推進の目標がどのように定めているのか、お伺いします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番、木村圭議員の町最大の課題に対する施策の推進についての一般質問にお答え申し上げます。

奥多摩町のまちづくりは、平成27年4月からスタートいたしました第5期奥多摩町長期総合計画に基づき、各種施策を推進しているところであります。この計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間となります。この計画期間中の最大の課題は、過疎化における人口減少と高齢化に歯止めをかけることであり、そのための最大の対策が少子化対策と定住化対策であります。

少子化対策と定住化対策の推進は、高齢化対策や地域コミュニティの活性化につながるものであり、高齢化率が高く、地域コミュニティが低下しつつある地域が増加している当町においては、重点的にこの2事業を行うことが必要であり、まち・ひと・しごと総合戦

略においても最重要課題として位置づけをしております。

しかしながら、少子高齢化対策事業は、住民皆様のご理解、ご協力がなければ事業の推進は困難であることから、町の現状や少子高齢化対策事業などの取り組みや効果などについて住民皆様に直接説明し、意見交換を行うことで、住民皆様と協働で将来の奥多摩町をつくりたいと考え、昨年6月18日から7月20日にかけて、主管課である当時の若者定住化対策室、福祉保健課、地域整備課の職員がすべての自治会に出向き、意見交換会を実施いたしました。

この意見交換会では、奥多摩町の現状、課題の説明やその対策、特に、過疎化における人口減少と高齢化に歯止めをかけることが重要であり、そのために、少子化対策の推進、高齢者対策の推進、定住化対策の推進などを重点事業として推進することが必要であると説明させていただいた結果、21自治会で延べ308人の参加者から249件のご意見、ご要望などをいただきました。

私は、主管課からまとめられた報告を聞き、住民皆様の貴重な意見を早急に町政に反映しなければならないと考え、住民皆さんからいただいた意見等の一つひとつが、町の計画でどのような状況になっているのか、また、今後、実施計画に反映できるのか、すべての課に確認をさせ、住民皆様からいただいた意見で対応できるものについては、昨年度の実施計画に反映させていただきました。

その内容、項目などについては、昨年の広報おくたま9月号に概要を掲載し、自治会ごとの会議要旨、分類の詳細やいただいた意見などに対する町の今後の対応及び計画状況など、詳細は町ホームページに掲載したほか、古里、氷川図書館で閲覧できるようにいたしました。

ご質問の少子化対策の推進、高齢者対策の推進、定住化対策の推進の3点の対策における具体的施策と、5年後、10年後、20年後の推進の目標をどのように定めているかでございますが、初めに、少子化対策の具体的施策については、奥多摩町子ども・子育て支援事業計画の計画期間が今年度で終了することから、第2期の計画を今年度中に策定をいたします。この計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を7月に行い、集計結果をもとに、子ども・子育て会議で検討を重ね、計画を策定していくものがあります。

そして、現在の第1期の計画策定後、平成27年度に全国の自治体で子ども・子育て支援制度に基づく事業が始まり、平成28年にはニッポン一億総活躍プランにおいてニッポン一億総活躍社会の実現という将来像が打ち出され、働き方改革、外国人就労の機会拡大、



女性活躍社会の推進等の経済振興と、それを支える子育て支援策を一体的に推進するため、今年 10 月より幼児教育・保育の無償化が導入されることから、これらの内容を取り込んでいく必要がございます。

また、東京都子ども・子育て支援総合計画も現在、中間見直しを進めておりますことから、それに対応し、さらには日々変化する社会情勢をかんがみて、児童福祉行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

具体的な施策としましては、子ども・子育て支援推進事業の継続や、奥多摩の自然環境を活用した子育て支援や、児童虐待等に迅速に対応できる体制の整備、目まぐるしく変わる保育制度に対応するための保育所への支援など、また、母子保健事業として、保健師が中心となって行う子育て世代包括支援センターの設置を検討し、これらを通じて子どもの健全育成に努めてまいります。

次に、高齢者対策の推進であります。こちらも奥多摩町地域高齢者支援計画・介護保険事業計画が令和 2 年度までとなっておりますが、これを基本に事業を推進してまいります。

今後さらに増加が見込まれる単身高齢者、高齢者のみの世帯が安心して暮らし続けられるようなサービスの基盤整備が求められておりますことから、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるサービス提供体制の構築を目指しております。

しかし、その一方で、介護保険制度においては、サービス提供量や給付費が増加すると、それに伴って保険料も上昇するなど、負担の増加も見込まれます。

今後、超高齢化社会の進行や要介護高齢者の増加により、介護費用の上昇が見込まれる中で、給付と保険料のバランスに配慮するとともに、効果的、効率的なサービス提供基盤の整備と給付の適正化を目指していく必要があると考えております。

そして、具体的な施策としましては、介護予防デイサービスを活用し、認知症及び認知症予防に特化したデイサービスと地域住民を交えた通いの場、居場所づくりを考えております。これは、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりとして、住民の交流の場が高齢者の引きこもりを予防するきっかけづくりにもなることから、高齢者の認知症予防にもつながるものと考えており、この認知症高齢者の対策といたしましては、地域の関係機関との連携により、できるだけ早期に発見し、治療につなげるため、地域包括支援センターを中心に見守る体制をつくっていくことを進めております。

町におきましては、その地理的特性から民間の事業者の参入が限られる中で、社会福祉

協議会等の社会福祉法人の協力を得て通所介護事業等を実施しておりますが、すべての在宅介護サービスが実施できない状況にあり、これらの限られた地域資源を有効に活用し、関係機関と連携をとりながら、地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

さらには、医療と介護の両方のニーズを抱える高齢者に対しましては、医療から介護へ円滑に移行するための連携体制を構築し、退院時の支援を充実するなどにより、医療と介護が相互に連携しながら、高齢者が住みなれた地域で、安心して在宅療養生活が続けられる体制を構築してまいります。

そして、今後はこの事業計画を基本に、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年、2025 年のサービスの中期的な水準等を見据えて、町の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの推進、深化に向けた取り組み、高齢者を始め、今後高齢期を迎える町民がいきいきと元気に暮らせるよう、生きがい・社会参加の促進、健康づくり、介護予防の推進を進めるとともに、安心・安全に暮らせるよう、地域福祉の推進や介護保険事業の円滑な運営などを進め、さまざまな取り組みを計画的に進めてまいります。

今後は、関係機関と調査や研究を行いながら、そして、社会情勢を注視しながら、事業展開を図ってまいります。

次に、定住化対策の推進の具体的施策でございます。奥多摩創造プロジェクトの柱の一つである定住対策の推進では、住みたい・住み続けたいを実現するための施策として、子育て家庭が安価な家賃で暮らせる町営若者住宅の整備、22 年間暮らせば無償で土地付き新築住宅を譲与する町営子育て応援住宅や、15 年間暮らせば無償で土地と建物を譲与する空家を活用したいなか暮らし支援住宅や若者定住応援住宅、町営若者住宅等に暮らしている方や移住を考えている家庭を対象とした、分譲地事業、空家バンク事業などを積極的に推進するほか、新築やリフォームにおいては、最大 200 万円の助成金や利子補給を最大 90 万円助成するなど、積極的に定住対策事業を推進しております。

次に、5 年後、10 年後、20 年後の推進の目標はどのように定められているかのご質問ですが、町の最上位計画であります第 5 期長期総合計画では、10 年間の基本構想として前期・後期 5 カ年間の基本計画で構成されており、この長期総合計画の目標年度がちょうど 5 年後の 2024 年度に設定されております。この基本目標では目標人口を 4,300 人として、老年人口・生産年齢人口をそれぞれ 2,000 人、構成比 46.5%、年少人口 300 人、構成比 7%としており、全庁で目標を達成するために各種施策を実施しております。

また、10 年後、20 年後の目標でございますが、奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略、元気づくり計画では、21 年後の 2040 年度、41 年後の 2060 年度の目指すべき将来

人口を示しているほか、2015年度から5年ごとの目標人口を2060年度まで示しております。

この計画の目標人口ですが、2040年の推計人口は2,500人となりますが、目指す将来人口は3,130人と約600人の増加を目指すものであります。この計画の基本的な考えは、合計特殊出生率を上げ、移動率を改善させるもので、20歳までの若年層の流出超過の抑制と30歳代の子育て世代のU I Jターンを促進させ、人口を増加させるものであります。そのために引き続き魅力ある子育て支援、生涯を健康で安心・安全に暮らせる高齢者支援、住みたい・住み続けたいと思える定住環境の整備を引き続き推進し、目標人口を達成する考えでございます。

このような考えのもと、若者世代が高齢世帯を支え、高齢者自身も子育て世帯を支援し、お互いが地域の中で尊重し合うことで、地域で支え合うまちづくりが実現し、住民皆さんが生涯を健康で、安心して暮らせるまちづくり、住んでいてよかったと思えるまちづくりができるものと考えております。

幾つかの計画を申し上げましたけれども、基本は長期計画であります。住民皆様にご議論いただき、町の基本構想、基本計画を策定いたしました。その中で、10年間の計画の中で、5年間の実施計画、これは前期計画・後期計画でございますけれども、それを策定し、さらには毎年3年間の実施計画でローリングをしております。3年間の実施計画を5年間の実施計画を着実に実行するために、3年間の実施計画をそれぞれの課で持っている計画をローリングをして、翌年度予算にそれを実行するために財源確保をどうするかということもやっております。それが基本となると同時に、今、幾つかの介護保険の計画、あるいは食育計画等々個別の計画がありますが、上位計画である町の基本構想を基本として、長期計画を基本として、それを整合性を持たせながら翌年以降の財源確保を図り、予算化を図っているというのが実態でございます。

○議長（師岡 伸公君） 木村圭議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（木村 圭君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

やはり長期計画になりますと、ローリングで確認するという、PDCAを回していくという形だと思いますので、ぜひそういう形で進めていただけたらと思います。

その中で、やはり少子高齢化、あるいは定住化対策というところに対しては企業の誘致というのが大きくあるのではないかなと思うんです。例えばこういう企業が入れば、人口が増えて、そこに定住するという形になると思うので、例えば最近ですと、IT企業がこういう奥多摩とか、テレビなんかですと四国ですとか、そういうところで誘致活動して成功

している例もあります。

あと、ITとは違いますけど、先日の奥多摩駅前のトイレの件で、私、反対させてもらったんですけど、それは木材の利用というのが奥多摩では今後やはり木材を利用することによって、町が活性化していくんじゃないかということを考えて、あの中で木材が使われないというようなことだったので、そういう判断をさせていただきました。

今後やはり若者住宅の建設ですとか、あるいは庁舎の新築という形が今後問題となると思うんで、そういうところではぜひ木材を最大限利用する。例えば来年の東京オリンピック・パラリンピックのメインスタジアムの新国立競技場、これ隈研吾さんの設計で、木材を十分利用したというような話になっておりますけど、多摩産材は一切使われてないという話も伺いました。やはり、そういうことではないように、やはり多摩産材、あるいは奥多摩産材がそういうところに使われるためには、まず奥多摩町のそういう公共的な建物に対して奥多摩産材が使われるような設計を組んでいく、例えば隈研吾さんに奥多摩の庁舎の設計を頼むというのも一つの手ではないかというような気がしております。例えば四国の梶原という高知県の町では、人口3,500人で、場所が高知からJRの電車で1時間ちょっと、そこからまたバスで1時間半というような四万十川の最上流部ですか、そういうようなところで、1997年に町のホテルを木材をいっぱい使って設計した。また、2006年に役場庁舎を隈研吾さんをお願いした。あるいは昨年、図書館が、やはり隈研吾さんの設計で木材を最大限利用したというような例もありますんで、そういうような木材の利用ということで町が活性化すると思いますんで、ぜひともそういう今後の公共工事に木材を使う設計にしていただけたらと思います。これについてご意見いただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 木村圭議員が木材を利用するという部分については、強い意識を持っているというのは十分承知しております。もちろん森林の町として栄えてきた時期があるわけですから、そういう点を意識しないわけではございませんが、過去に福祉会館を木造で建築するということで、これは工法が違うんですけども、いろんな研究をし、実際には福祉会館を木造でつくっております。あれは全部木造です。

そのときにいろんな問題がございまして、当時とすれば、奥多摩の木材というのは、木材を使うということは一本そのまま使うというのが一番すばらしいことなんですけれども、今回の答弁の中でも幾つかお話ししてありますように、現在の段階では、主伐が全部禁止されております。そういう点で、必要な木材をどう使うか。福祉会館のときには、1つは、

あれは町の中の奥多摩材を全部使いました。どのようにして使ったかという、集成材にして、集成材として持っていき、柱から床はちょっと違うんですけども、全部木材にしました。

それから、もう一点は、木材を使っているところ見せたいということで、外観も木材に実際はなっているんですけども、東京都の安全条例で、それはまかりならないということで、覆わざるを得なかったというような残念な結果でございます。

そういう点で、木材の使い方も皆さんが考えているような扱いができるかどうかというのは常に研究・検討しているんですけども、今のところではいろんな制約があり、また、費用対効果の問題等もありまして、今回の奥多摩駅前のトイレについては、どちらを優先するかという、利用している人たちの利便性をということで、個数も含めて増やして、それを利用させてもらうということで提案をさせていただいたわけでございます。決して、町の林業の振興を拒むということではなくて、いろんな研究をして、実際に私も一番すばらしいと思ったのは、栃木県茂木町でございます。これは、中学校全部木材を使っています。その木材は、全部町有林の木材でありまして、太い大きな木を使い、それだけの材がないと、あれだけの木材を使ってやるという仕事はなかなか難しいなど。今、町の中を見たときに、あれだけの材を持っている山があるのか、ないのか。そういう点も含め、あるいは主伐をしてはいけないというような状況を見ながら、今後、そういう部分で皆様からいただき、木村圭議員が非常にこだわっている木材の部分については、決して忘れていたわけではなくて、時期と、それから費用対効果、あるいは一定の部分が兼ね備えたときにそれを実行していく。

そういう点では、今、大きく東京都知事が全国に木材の利用を働きかけておりますから、必ずやそういう問題を含めて、町の林業に対する風向きも変わってくる、そういうときを利用しながら実行していくのが一番いいのかなというふうに私は個人的には思っております。

そういう点で、ぜひそういう意味も含めて、いろんな状況の変化に応じて臨機応変に、また、全国各地で行われている部分を見ながら、研究・検討を重ねて前へ進めていきたいというふうに思っております。大変いろんなご意見をいただきましてありがとうございます。

○1 番（木村 圭君） ありがとうございます。

さっきの栲原の町というのは、森林面積が 91%で、奥多摩町よりちょっと少ないぐらいですか。そういうところで画期的なことをやっていますので、ぜひ参考にして、また、

町に反映していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 木村圭議員、企業の誘致対策はよろしいですか。答弁不要ですか。

○1番（木村 圭君） もらってないですね。失礼しました。申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 1番、木村圭議員からの再質問に対してご答弁を申し上げます。

再質問の中で、企業の誘致ということで、それによって働く場所が増えて雇用の創出ということで人口も増えるのではないかと。また、現状ではIT関係のそういう仕事場づくりというのも全国的には出始めているので、どうかというような趣旨かと思えます。東京都におきましても、3つのシティということであっているわけですが、その中でテレワークということはよく都知事も言われているところでございます。

特に、これは奥多摩のように、なかなか平地が少なく、企業誘致といっても以前のように例えば本当に工場を誘致してきて、そういうラインで働く人を集めるということが現実的には難しいということは町長もかねがね申しているところの中では、特にこういう奥多摩みたいな遠隔地にある場所で、そういうインターネット等使って雇いを創出していくというのは、うってつけというふうには思われているところでございます。

ただ、現実的に、奥多摩町内もいろいろ光の部分とかはかつて整備をしたところがあるんですけども、そこから先が実際に進んでいるかということ、実際のところは、なかなか難しいというのが実情かと思えます。

ただ、その中でも町の関連としては、川井の旧古里中学校、現在、日本語学校が入っているところですが、こちらそもそもITエンジニアの育成ということで、海外から優秀な学生を集めて、今、運営をしているところですが、この中でもそれに加えて社員も少しずつ増やして、いわゆるIT関係の企業を取り込んで仕事を受けて、そこで雇いを創出し始めているというようなところでございます。ちょっとまだ始まって2年少々というところですので、完全起動というわけには行っておりませんが、彼らの考え方がやはりテレワークといったそういうIT技術を駆使した上で、ブロックチェーンであるとか、さまざまな新しい技術を活用しながら、そういう仕事をこの地で進めていきたいと。

また、非常に小さい企業なんかもそこに賛同して、日本語学校の中に法人の住所を置いてくれるとか、そういうのも始まっておりますので、非常に奥多摩町、余り大それたこと

はできないんですけども、そういった民間レベル含めて、少しずつそういうものも動き出しておりますので、別のIT以外も町内でも少しずつ民間の個人経営の状況でありますけれども、幾つかは若い方がお店を、それこそ空き店舗で中で始めたりとか、いますので、そういうところに望みをつなげて町としても支援できるところは、そういうことで大規模なちょっと企業というのは誘致は難しいんですけども、そういった身の丈に合ったところで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○1番(木村 圭君) ありがとうございます。ぜひIT企業も、日本語学校以外にもやはり注目しているところもありますんで、そういうところを取り入れて定着するようなあれで進めていただきたいと思います。ありがとうございます。終わります。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、1番、木村圭議員の一般質問は終わります。

次に、5番、小峰陽一議員。

[5番 小峰 陽一君 登壇]

○5番(小峰 陽一君) 5番、小峰です。

では、1つ質問をさせていただきます。8番、高橋議員とダブるところはありますが、同じようなところは回答は省いていただいても結構です。

買い物ができない人たちへの早急な支援体制の構築をということで、町内では後継者がいないことが主な理由と思われそうですが、商店の閉鎖が相次いでいます。町内で唯一のスーパーも近々に閉店となるようです。

自動車を持ち、運転できる人は町内外へ移動して物資の調達が可能でしょうが、それができない人たちへの早急な支援体制を構築する必要があると思ひます。

町内には宅配による物資の提供できる業者が、生協が2社、JA、その他引き売り業者が二、三社あるようですが、いずれも週1回程度の販売のようです。こうした業者を利用していない人も多いようです。当面の対応として、買い物に限らず、何でも相談できる「なんでも相談室」といった窓口を設けてはどうでしょうか。この何でも相談室というのは、比較的困っている方が高齢者が多いと思ひます。どこに相談したらいいかわからないというようなケースが多々あるように思ひますので、その場合に、こういった窓口で、例えば外出支援サービスがありますよとかというような宣伝をしていただひて、それを利用していただくと。そうすると、今まで余り人数的にまだ活用していない人たちもやりやすくなる。そして、相談した人は不安が少しでも取り除かれることによって、高橋議員の言葉をかりると、疎外感が少し減るんじゃないかというような気もしますんで、ぜひそん

なことを考えていただけたらと思います。

今後の対応としては、全町を対象に、JAさんの業務拡張、空き店舗の活用、企業との協働による組織の構築、ドローンの活用等が考えられますが、早急に検討していただき、住み続けたい町づくりの推進をお願いしたく、町のお考えをお伺いします。よろしく願いします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、小峰陽一議員の買い物ができない人たちへの早急な支援体制の構築についての一般質問にお答えします。

今、ご質問がありまして、これと同様な部分については高橋議員に種々答弁をさせていただきました。若干重複しますけれども、小峰議員が言っているのは、ある意味では、今、私これ原稿を持っているんですけども、この原稿の中でいろんな窓口があります。そういう窓口ではなく、そういう窓口に行くのがわからない人たちが何でも相談をして、そこへつなげるパイプをつくれと、そういう意味ではないかなというふうに気がつきましたので、この答弁書は読みませんが、おっしゃるとおりで、若干まだそれぞれの社会福祉協議会、あるいはボランティア、あるいはいろんな制度がありますけれども、そういう相談窓口はたくさんあることは事実なんです。相談窓口があることは事実なだけで、その相談窓口が、こういう例えば人権相談窓口だというと、人権と相談の部分で、相談のほうは何をしていいかなという意味ではないかなというふうに思いますので、それをどう結びつけて住民皆さんが気軽に電話、あるいはその窓口に来て相談できる、そういう体制をとりなさいよという提言だというふうに思っております。

これも重要なことございまして、今幾つか全国では、そういういろんな、例えば千葉のほうでは、過去には「すぐやる課」というような課をつくった状況もありますし、それから、つい最近ですけど、別なところを見たときには、別な課とか係みたいなのをつくったことがあるようでございますので、小峰議員が言わんとしている部分を十分に酌み取りながら、内部的にどういう体制で、どういうPRしたら住民の人たちが気楽に相談をして、そこにつなげていくかということについて、もう少し時間いただき、研究・検討をさせていただきますたいと思います。

それによって個々の買い物難民ができるとか、いろんな問題はみんな含まれておりますので、そういう部分を知恵を絞りながらチェックをしていく体制整備、あるいはその以前に窓口を整備しろということだというふうにお伺いいたしますので、研究・検討してまい



りたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 小峰陽一議員、再質問どうぞ。

○5番（小峰 陽一君） 再質問ではありませんけど、ちょっと現状を話させていただくと、いろんな組織があつて、このことはここだよとわかっているんですけど、自分の悩みがどこの部署へというのが、やはり今町長言われたように、わからないという方がやっぱりいると思うんで、そこら辺をぜひ活用できるような方法でご検討をお願いしたい。よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、5番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時5分から再開いたします。

午後1時51分休憩

午後2時05分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、清水明議員。

〔4番 清水 明君 登壇〕

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

今回は町税の減少について質問させていただきます。

奥多摩町の一般会計予算、あるいは決算を見ると、減少を続ける町税にまず目が行ってしまいます。予算、あるいは今回上程された決算の内容の一部を占める町税ですが、町の基本的な収入としての現状を見たとき、消滅可能性の高い自治体の上位にランクインしている奥多摩町としては、町税収入の課題も大きいと思われま

そこで、町の基礎体力の点から質問いたします。

まず、奥多摩町の基本的な計画において町税収入の推移をどのように予測されているのか。

次に、地域の経済活動の低迷、人口減少、年齢階層別人口の推移など、さまざまな原因が考えられますが、町の税収減少の主因を表現するキーワードがあるとすれば、どのような言葉で表現されるのか。

3点目として、人口減少に歯止めがかかりつつありますが、町税収入の面では、どのよ

うな兆候があらわれているのか。また、今後に効果が期待できるということであれば、いつごろの時期を想定しているのか。

以上、3点について町長の所見を伺います。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4番、清水明議員の町税の減少についての一般質問にお答えを申し上げます。

税は、国や地方公共団体が国民や地域住民の福祉向上のための資金を支出するために、その財源として国民、または地域住民皆様から徴収するもので、日本国憲法第30条では、「納税の義務を負うこと」が明示され、第84条では、「新たに租税を課し、又は変更する場合には、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」として、国や地方公共団体の課税権にも制限が加えられております。既にご案内のとおりでございます。このように税は、国や地方公共団体が行うさまざまな公共サービスの財源の根幹をなす重要なものでございます。

町における町税の状況でございますが、決算統計数値を見ますと、今から20年前の平成10年度の税収は10億1,890万5,000円で、歳入に占める割合は16.5%でしたが、平成20年度は9億3,362万9,000円、16.3%であります。そして、昨年度は7億404万2,000円、10.7%となり、議員ご質問にもございますように、年々減少が続いているというのが実態でございます。この20年間では金額で3億1,486万3,000円、構成比では5.8%の減少でございます。

さて、ご質問の1点目の基本的な計画における町税収入の推移予測についてでございますが、第5期奥多摩町長期総合計画に基づき実施しております実施計画における町税の推移予測につきましては、令和2年度以降もこれまでと同様に、一貫して減少する傾向にあるものとしております。今後5年間の平均減少率は、毎年、対前年度比1.7%程度の減少になると予測しております。

具体的には、個人町民税は、生産年齢人口の減少率が緩やかになること及び所得の緩やかな上昇によりほぼ横ばいとなる予測で、法人町民税は、下水道事業、浄水場整備等の大型公共事業が完了したこと及び地方税法改正による法人税額割の引き下げにより、ここ二、三年は毎年8%前後減少し、その後は横ばいに、固定資産税は、土地の評価替えを3年に一度行うことから、その年を中心に減少し、特に令和3年度は評価替えの年となりますが、その際に、土砂災害特別警戒区域、これレッドゾーンと申しますけれども、に対する減額

も併せて行う考えでありますので、年平均にしますと、毎年 2.8%程度の減少、軽自動車税は増加傾向にある

ことから毎年 2.3%の増加を、たばこ税は、喫煙率の低下、喫煙場所の減少から毎年 2%程度の減少を、鉱産税及び入湯税は、ほぼ横ばいになると予測をし、令和 6 年度の町税総額を平成 30 年度決算から 6,200 万円減額の 6 億 4,000 万円と予測をしております。

この要因はいろいろありますけれども、一つには、土地の下落、または今も町の中を見ていただくとわかるように、ほとんど新築住宅が建っておりません。市町村の一番の基幹税である固定資産税が年々減少しているという状況でございます。と同時に、従来は、大きい工場といいますか、企業がありましたけれども、その企業の生産というのが以前よりは落ちているという状況がございまして、また、そこに住む従業員の数も減っておりますので、当然税収としては減ってきているという状況でございます。

次に、2 点目の税収減少の主因を表現するキーワードは何かということでございますけれども、ただいま申し上げましたような点が非常に大きな要素を占めているのではないかなというふうに思います。

近隣の不交付団体である瑞穂町を見ますと、これは若干人口が増えています。それから、新築住宅も建っております。そういう点で、基幹税である固定資産税が順調に毎年推移しているという大きな違いがあることは事実でございます。それから、羽村市、あるいは青梅市が交付税の不交付団体であったり、交付団体であったりということをしませけれども、これも法人が工場の用地をつくって、法人税の大きな収入があったときには非常に大きな収入があった、それらに大きく左右されるという状況がございまして、そのどちらもない町の場合には、基幹的には固定資産税、個人住民税が主でありますから、収入がそれほど伸びていないという状況の中では、こういう現象は起きるといのは必然ではないかなというふうに思います。

また、一般的には、交付税をもらう、もらわないという目安として、財政力指数というのを使いますが、財政力指数が 1 以上になった場合には交付税を交付されないという状況で、今、うちの場合には 0.38 ですから、真ん中よりちょっと下ということでございまして、檜原村に至っては、あるいは島に至っては 0.1 というような状況で、お互いに税収の部分というのは国に頼らざるを得ないという状況でございます。

最後に、3 点目の人口減少に歯止めがかかりつつある中、税収面でどのような兆候があるか、また、今後効果が期待できる時期の想定はいつかについてでございますが、施政方針や一般質問でも答弁申し上げましたように、現在、町が取り組むべき最重要課題

は、少子・高齢化対策、若者定住対策であり、ここ数年、重点的に対策事業を実施してまいりました。

特に、高齢者を支える若い世代の確保が喫緊の課題であることから、子育て世帯が暮らしやすい環境を整備するため、保育料の全額助成、小学校・中学校の学校給食費の全額助成や高校生までの医療費の全額助成、高校生までの通学定期代の助成などを実施し、全項目では15項目にわたって子育て支援事業を推進してまいっております。

町に住み続けたい方、移住したい方の受け皿として、安価な家賃で入居できる町営若者住宅や町営子育て応援住宅の整備、空家を活用したいなか暮らし支援住宅、若者定住応援住宅等の整備や宅地分譲事業も行っておりました。このようなソフト事業、ハード事業を一体的に行った結果、令和元年8月1日現在の定住対策事業関係人口は489人となり、総人口の9.5%となっております。

その結果、生産年齢人口は、平成26年1月1日現在で前年比6.18%の減少であったものが、平成29年1月1日では3.97%の減少となり、同様に、30年は2.19%の減少、この平成31年は1.34%の減少と着実に減少率の低下があらわれております。また、所得の状況でございますが、給与所得、営業所得、農業所得の合計額を合計納税者数で割った平成30年度の1人当たり所得は、前年度比1.4%の上昇となり、生産年齢人口の減少率1.34%を所得の上昇率がわずかでありましたが、上回ったことから、調定額での平成30年度の現年個人住民税は前年度から0.33%上昇し、久しぶりに個人住民税が前年度を上回り、ご質問の効果の兆しは、若干でございますが、あらわれていると、今後の効果が期待できる時期に今、差しかきつつあるのかなというふうに思っているところでございます。

以上が町税の現状と今後の予測となりますが、税収につきましては、景気の動向など、さまざまな外部要因がございますので、先を見通すことは非常に困難であることもあわせてご理解をいただきたいと思っております。

なお、町税の徴収状況でございますが、職員及び公益財団法人東京税務協会派遣職員の努力により、平成30年度の現年、過年を合わせた収納率は99.7%と、島しょ部を除く市町村で一番高い収納率となり、島しょ部を含めた東京都全市町村の収納率でも2番目に高い収納率とすることができました。

今後とも公平な負担をいただくため、この高い収納率が維持できるよう努力するとともに、第5期奥多摩町長期総合計画の基本構想にも記載してございますように、限られた財源の中で計画的かつ効率的に事業を推進し、費用対効果等も検証しながら、身の丈に合った行財政運営に努めてまいりたいと思っております。

もちろん、ご質問にあるように、税収が多ければ多いほど、それは地方交付税の、既に清水議員については財政的に非常に詳しい方ですから、おわかりだと思えるんですけども、収入の約75%がカウントされますので、その25%は町が使えるわけですから、税収が多ければ多いほどいいんですけども、その税収を支える根幹となる数値、企業でありますとか、あるいは地価の高騰の問題等々含めて、そういう要素が町にとっては非常にマイナスに影響しているというのが実態でございまして、それを全国的にカバーするのが国で行っております地方交付税という制度でございまして、西多摩郡4町村の中では、その地方交付税をもらわなくて、自らの集めた税金で、自らの行政ができるというのは、今は町村では瑞穂町だけでございまして、それ以外の日の出町、奥多摩町、檜原村については、先ほど財政力指数の話もいたしましたけれども、ほとんどが地方交付税に頼らざるを得ないという状況でございまして。

そういう点では、国においても地方交付税の一時それを交付するに当たりまして、全額交付ということではなくて、財政特例債というような形で、地方も持つ、あるいは国も持つというような制度をつくったりしながら、厳しい状況を行政改革をやり、あるいは効率的な事務事業の運用をしながら乗り切ってきたというのが実態でございまして。

また、一方では、町の消滅自治体というようなことから少子・高齢化対策を始めましたけれども、それについては、ほかの町でやっていないようなことをやらないと、先ほどから何回か申し上げておりますように、高齢者の皆様方を支える基礎がなくなってしまうという意味では、新しい事業、施策を着実に実行させていただいております。

そういう点で、東京都の市町村総合交付金を確保するというのは、これは命題でございまして、その一番大きな部分は収納率、さっき申し上げましたように、東京都でも2番目に収納率を上げて、一方では、行革をし、一方では、自ら努力をしながら、町がやろうとしていることに対する東京都の財政支援を受けるというスタンスをとりながら努力をしてきたこととございまして。

議員がご質問のように、税収が上がって潤沢に税収が上がれば、あちこちに行って頭を下げず、また、新しい仕事も皆さんから提案いただいた部分が実行できるという状況でございましてけれども、今はそういう状況ではございませんので、一丸となって行政改革をし、あるいは効率的な運営をしながら国の財源、あるいは都の財源をいかに確保していくかというのが当分の間、奥多摩町においてはやらざるを得ないことではないかなというふうに思っております。

もちろん税収については、非常に地域住民の皆様のご協力によりまして、東京都でも滞

納の少ない徴収率のいい団体として東京都に認めていただいておりますので、今後ともその努力を引き続き図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 清水明議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（清水 明君） 再質問あります。再質問の回答を半ばいただいているような気もするんですけども、再質問ですので、させていただきたいと思います。

詳細なご回答ありがとうございました。しっかりした計画を作成しておられるということが十分に理解ができました。

奥多摩町の一般会計予算、あるいは決算を見たとき、減少を続ける町税に不安を覚えています。先ほども重なるんですが、町税収入はかつて10億円台に減少するのに約10年かかりました。同様に、9億円台に減少するのにも約10年かかりました。9億円台から8億円台に落ちるのに約5年、そして、7億円台に落ちるのにも約5年と、これはおおむねこの短い期間で五、六年ということで早まってきております。

今回の30年度決算では、先ほどもおっしゃられていましたけども、7億404万2,000円と7億円台にとどまりましたが、前年度決算額と対比しますと2,187万8,000円の減となり、5年で1億円減少のスピードは変わっておりません。この点が財政の基礎体力に不安を覚える理由でございます。

それでは、再質問ということで、再質問に移らせていただきます。

先ほども述べられておりましたけれども、財政力指数という財政分析指標がございます。以前、1番、木村議員も一般質問されておりますが、この財政力指数は減少する税収にも影響を受けております。総務省が行っている全国の地方自治体を対象にした統計調査資料の中でも公表されております。地方自治体の基本的な経済力を示す指標、数値と大ざっぱに理解した上で質問をさせていただきます。

この財政力指数は、全国の自治体の財政の基礎的な体力を客観的に比較するために、個人的にはよく参考としております。奥多摩町の財政力指数は、昭和の終わり平成に入るころは0.49ぐらいと記憶しております。それが平成30年度の実績は0.304と、単年度では0.295と大きく低下しております。かつて0.49というのは合併前の全国の自治体全体の中で、上位から3分の1ぐらいの位置にありました。最上位から並べると、残りの3分の2ぐらいの地方自治体が奥多摩町より財政力が低かったと記憶しております。

奥多摩町の現在の0.304の財政力が全国自治体の中でどのぐらいの位置を占めているのか。そして、その財政力から町の基本的な計画等の中で、改善目標をどのように定められているのか。この2点について再度伺います。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、清水明議員さんの再質問にお答え申し上げます。

普通交付税に係ります財政力指数についてご質問がございました。今回9月補正でも増額補正ということで提案させていただいて、ご決定いただいたところですが、令和元年度におきます単年度ですが、財政力指数は0.289という状況でございます。一般的に公表される指数は3カ年平均ということになりますので、令和元年度の最新のものでいきますと、3カ年平均が0.297という状況でございます。

なお、先ほど何番目かというお話がございました。ここの最新の部分ですと、この夏に発表されてきたところでございます。今後、ホームページにも載せてございますけれども、最新のものがまた秋から全国的に調査がありまして、その数値をもとに集計がされるところですので、現状についてはちょっと今把握ができてないということで答弁をさせていただきたいと思っております。

それから、改善目標というところでございます。こちらの財政力指数につきましては、基準財政需要額と収入額、こちらのバランスということでございます。先ほど町長からもご答弁申し上げましたように、いわゆる需要に対して収入が上回れば、指数でいくと1を超えれば、国からは交付税は交付されないという性質のものでございます。町で言いますと、先ほど言ったように0.3を下回るということですので、財政需要に対して計算上の中の話であります財源留保がありますので、25%が残っているとありますけれども、需要に対して自主的な収入としては、なかなか追いつかないというのが実情の中で、改善目標というところがございますけれども、非常に正直なところ厳しいものがあります。

これは先ほど西多摩のお話もありましたけれども、4町村の中でも交付税を受けていないのは瑞穂町だけというお話もありました。また、都道府県等見ても東京都だけ交付税を国から受けていない。ほかの県も多数が受けているという状況の中で、なおかつ過疎化が進む奥多摩町にあって、コンマ3を下回るような状況の中で、これを1に持っていく、あるいは改善させていくという努力は、先ほどもご答弁の中で申し上げましたけれども、少子化対策、あるいは定住化対策ということで住んでいただいて、あるいはそれによって定着していただければ固定資産税なり住民税が町の収入になってくるというところで、そこを地道にやっていく。それから、収納率の部分で今2番目ということでもありますけども、これを維持していくということが基礎的な部分になろうかと思っております。

また、財政力指数の話をご答弁されているわけですが、実際には財政に関する指数というのはこれだけではなくて、ご承知だとは思いますが、経常収支比率という、

これは、事務報告に載っております。これは、財政の硬直率の度合いを見るものでございますけれども、これが町でいくと今 70%台です。通常 80%台で良好ということで、これ低いほうがいいということです。逆に、日の出町とかのほうがかなり 90 何%であったりとかということで、財政力指数のみで一概にいい悪いという判断もなかなかできないというのはこれは事実でございます。逆に、奥多摩町の経常収支比率、財政上の硬直率というのは、非常に硬直率が少ないということです。逆に、都内の市町村で見ると、上から数えたほうがいい団体なんですけれども、そちらのほうに含まれているという状況です。これの大きな影響というのは、やっぱり東京都の市町村総合交付金、こちらは今 15 億円台の後半をいただいているわけですが、これによって、一般財源だけで賄わなくて、総合交付金によって財源補完をしていただくということができまして、それによってさまざまな少子化・定住化対策事業を始め、高齢化対策の事業もできているという状況でございますので、なかなか財政力指数を改善するということは、現実的には非常に難しいというふうに認識しておりますが、そのほかの指数でいくと、決して悪くない部分もございますので、自主財源という部分では引き続き厳しい状況でありますけれども、当町にあっては、先ほど申し上げたような徴収率であるとか、定住、あるいは少子化対策含めて、地道にやっていくこと、それから、役所間の話で言えば、総合交付金も引き続き確保して、財源対策を図って、町を今後も進めていくというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 清水議員どうぞ。

○4番（清水 明君） 質問は財政力指数で質問させていただいたのは、全国の地方公共団体との比較ができるということなものですから、最もわかりやすい指標ということで、使わせてもらっています。

いろいろと難しい状況もあろうかと思いますが、引き続き町政にご尽力いただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、4番、清水明議員の一般質問は終わります。

次に、2番、大澤由香里議員。

〔2番 大澤由香里君 登壇〕

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

私からは、2点質問させていただきます。

まず、加齢性難聴者への補聴器助成を求めて質問いたします。



歳をとると耳が遠くなります。多くの人が歳をとると老眼になっていくのと同じように、仕方がないことだと思っています。私もそうでした。しかし、今、加齢により耳が遠くなる、いわゆる加齢性難聴は、日常生活を不便にするだけでなく、社会活動の減少やコミュニケーションを困難にし、うつ病や認知症の危険因子にもなると指摘されるようになってきました。

2017年7月の国際アルツハイマー病会議において、国際的に権威あるランセット国際委員会が、認知症の症例の約35%は潜在的に修正可能な9つの危険因子に起因すると発表しました。

難聴は、高血圧、肥満、糖尿病などとともな9つの危険因子の1つに挙げられましたが、注目すべきは、予防できる要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子であるという指摘がなされたことです。

近年の国内外の研究によって、難聴のために音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態にさらされてしまうと、脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進み、それが認知症の発症に大きく影響することが明らかになっています。また、難聴のためにコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話をつい避けるようになってしまい、次第に抑うつ状態に陥ったり、社会的に孤立してしまったりする危険性が大きいことが、難聴が認知症の最も大きな危険因子と言われている所以です。

ただ、この事実は難聴に対処することで認知症が積極的に予防できることも意味しています。つまり、補聴器をつけるなどして、難聴に正しく対処し、適切な聞こえを維持して脳を活性化し、さらに家族や友人とのコミュニケーションを楽しんでいれば、認知症を予防したり、発症をおくらせる可能性が高いというわけです。

2015年に政府が策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）でも、難聴等が認知症の危険因子とされていることから、難聴の早期診断及び早期対応による補聴器を装用した活発なコミュニケーションが発症予防につながるとの可能性が示唆されています。実際、長生きをされた方のご家族のお話では、補聴器を早くから使用していたため、認知症になることなく、最後まで家族との会話を楽しんでいらっしたそうです。

高齢人口の比率が高い日本と欧米諸国を比較すると、難聴者率はどの国も人口の1割程度と大差がないにもかかわらず、難聴者の補聴器使用率は、日本は欧米の半分以下です。この落差の主な要因は、補聴器の価格の高さと公的支援の欠如です。日本の場合、国の補助が受けられるのは、身体障害者福祉法で聴覚障害となる高度・重度の難聴者のみです。

WHOでの聴覚障害等級表では、26から40デシベルを軽度、41から60デシベルを中

等度、61 から 80 デシベルを高度、81 デシベル以上を重度と規定し、41 デシベルの中等度から福祉サービスを必要とする聴覚障害と位置づけ、補聴器の装用を推奨しています。欧米先進国においても公的補助の対象は、ほぼWHOの基準に沿って 41 デシベル以上となっていますが、日本は 70 デシベル以上と非常に厳しい基準となっているため、多くの難聴者が公的補助を受けられる対象外となっています。

補聴器は低価格のものもありますが、推奨されているのは、片耳当たり 15 万円から 50 万円と高額です。保険が適用されないため全額自己負担です。日常生活に支障を来すようになって補聴器に関心を持って、値段を知ってとても買えないとあきらめる中等度の難聴者は少なくありません。

加齢性の難聴について歳のせいだと片づけるのではなく、また、個人任せにするのではなく、認知症・介護予防の観点から、公的な関与、取り組みが必要ではないでしょうか。

幾つかの自治体では、日常生活に支障を来す程度の難聴者を対象とした補聴器購入助成制度を既に設けています。東京都江東区では、所得制限はありますが、65 歳以上の方に補聴器を支給し、自己負担はありません。新宿区では、所得制限はなく、70 歳以上の方を対象に、自己負担 2,000 円で補聴器を支給します。千代田区では、所得制限はありますが、年齢制限なしに自己負担 1 割、つまり、補聴器購入費の 9 割助成を行っています。どこの自治体でも耳鼻咽喉科医師の意見書や検査結果の提出が義務づけられているそうです。

補聴器の給付など加齢性難聴への支援については、国による公的な支援を設けることが本来必要だと思います。しかし、国の対策を待つだけでなく、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるまちづくりを進める奥多摩町においても、幾つかの自治体が行っているように独自の支援策を設けるべきではないでしょうか。

そこで、町長にお伺いいたします。

- 1、加齢性難聴についての基本的な認識をお答えください。
- 2、加齢性難聴の方、中でも日常生活に支障を来す中等度の難聴の方は、町内に何人ぐらいいると把握していらっしゃいますか。
- 3、認知症予防を始めとした介護予防のためにも、高齢者の生活を支援し、社会参加を促進する補聴器購入助成を中等度の難聴者に対して行うよう、補助制度創設を国に求めると同時に、町としても独自の支援策を設けるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、投票率向上の方策について質問いたします。

2019 年 7 月 28 日の任期満了に伴い、2019 年 7 月 4 日に公示、7 月 21 日に投開票された第 25 回参議院議員選挙では、投票率が奥多摩町は 56.71%でしたが、全国平均では前

回比 5.90 ポイント減の 48.8%でした。投票率が 50%を割り込んだのは、衆院選を含め、全国規模の国政選挙として過去最低だった 1995 年の第 17 回参院選の 44.52%に続けて、24 年ぶり 2 回目です。

総務省は、国政選挙、地方選挙を通じて投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくこと、有権者一人ひとりに着目したさらなる投票の機会の創出や利便性の向上に努めていくべきであるとし、投票環境の向上方策等に関する研究会を 2014 年 5 月に発足し、これまで随時研究会報告を取りまとめ、法令改正等により、その具体化を図っています。

2016 年参議院選挙では、選挙権年齢の引き下げを踏まえた大学・高等学校への期日前投票所、共通投票所の設置や、有権者の利便性の高い商業施設等への期日前投票所の設置、また、移動が困難な有権者のための投票所等への移動支援や移動期日前投票所の設置など、地域の実情を踏まえ、工夫した取り組みが全国各地で行われました。中でも移動支援を行った自治体は 215 に上ると報告されていますが、奥多摩町でも中山地区でワゴン車による移動支援が行われました。住民の方は、家の前まで送迎してくれたので、とても助かったと喜んでいます。

しかし、中には車の乗り降りや、役場の中を歩くことが困難な方もいらっしゃいます。ある方は、介助、支えがないと歩くのが不安で、車で迎えに来てくれたとしても、乗り降り、歩行、記入といった一連の動作をすることが非常に困難だと言います。仮に介助者がついてくれても、そこまでしてもらうのはとても心苦しいので、そうまでして投票したいとは思わないと、今年 7 月の参議院選挙でも投票しなかったそうです。

移動支援の取り組みの中で注目すべき事例がありました。島根県浜田市では、2016 年の参議院選挙から、投票箱をワゴン車に乗せて各地区を巡回する移動投票車を導入しています。高齢者や車いすの人でも乗りやすいように、車の入り口に段差解消のスロープを設置、有権者は車外で投票用紙を受け取り、2 列目シート前の記載台で、記入し、車内の投票箱に入れる仕組みです。ワゴン車は 11 カ所を 3 日間でめぐり、1 カ所当たり 1 時間から 1 時間半とどまり、立会人 2 人も選管スタッフと一緒に移動、選管は、事前に文書を送付するなどして投票日時を周知したそうです。

この事例を前述の方にお話ししましたら、投票箱のほうから来てくれたらすごくありがたい、家の前まで来てくれれば投票できると目を輝かせておっしゃいました。奥多摩町が今やっている医療機関への外出支援と同様に、申し込み制にすれば、効率的に回れるのではないかと思います。

奥多摩町では、このようなひとり暮らしのお年寄りが少なからず存在します。投票したい人があきらめずに投票できるよう、こうした移動支援を検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2番、大澤由香里議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、加齢性難聴者への補聴器助成についてでございます。

1つ目の加齢性難聴についての基本的な認識についてでございますが、加齢性難聴とは、人は20歳を超えると内耳と言われる耳の中の機能の低下が進み、徐々に聴力が低下していきますので、当然、耳に入ってきた言葉の内容を認識するのに時間がかかるようになります。また、高齢になると、高い周波数や微妙な周波数の違いもわからなくなりますので、電話の呼び出し音や体温計の音などや言葉の違いがわかりにくくなり、会話やコミュニケーションに大きな影響があると言われております。

厚生労働省は、平成29年7月5日改訂の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）として、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けてにおいても、認知症の発症予防の推進で、認知症は加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、そして、難聴等が認知症の危険因子としております。

認知症の発症予防については、運動、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動など、日常生活における取り組みが認知症機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、住民主体の運営によるサロンや体操教室の開催など、地域の実情に応じた取り組みを推進していくこととしており、このような事業を展開していかなければならないという認識を持っております。

2つ目の加齢性難聴の方、中でも日常生活に支障を来す中等程度の難聴の方は町内に何人ぐらいいるか把握しているかについてであります。障害者につきましては、聴覚障害の障害者手帳を保持する方が29名おりますが、それ以外の加齢性難聴の方と思われる方は、高齢者の対応部門、地域包括支援センターでも把握できていないのが現状であります。また、介護給付を受けるための介護認定調査の項目に聴覚に関する項目もありますが、加齢性難聴者として抽出することは現在の段階では不可能であります。

このことから加齢性難聴の方を把握するには、高齢者と接触の機会がある保健師などの訪問活動や、民生・児童委員、保健推進員などからの情報を得たり、さらなる医療現場と

の連携を図っていくことが必要であると考えております。

3つ目の質問に、町としても独自の支援策を設けるべきではないかのご意見でございますが、障害者に対しましては、障害者総合支援法による補装具費支給制度があり、現在、上限6万7,000円の補助がありますが、高齢者に対する補聴器購入補助につきましては、区部では中央区を始め、8区で、先ほどご質問がありましたように、購入補助や補聴器の支給を行っておりますが、都内の各市町村につきましては、補助等をそれ以外のところでは実施していないというのが現状でございます。一部の市におきましては、東京都の高齢社会対策区市町村包括補助事業で補聴器支給を検討しておりますが、東京都福祉保健局によりますと、市区町村から申請があった場合には、対象者に対する金銭の支給、経済的給付などの概要を判断した上で東京都が採択する必要があるとして、現在では慎重な意見をいただいているところでございます。

ご質問の高齢者の補聴器購入補助につきましては、対象者を今後どのように把握していくのか、また、補聴器は高額であり、豊島区では限度額2万円を補助していることなどから、財源の確保を始め、公平公正な事業として慎重に検討していかなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、難聴の問題というのは新たな問題を抱えており、それを確実に把握するというのは、現在の段階ではいろんな検討会が行われているようでございますので、そういう検討の結果を踏まえながら、今後、対応を図るにはどうしたらいいかということを考えていきたいというふうに思っております。

次に、投票率向上の方策についてでございますが、本年7月21日に執行されました令和元年第25回参議院議員選挙の結果につきましては、先ほどご質問がありましたように、国全体の投票率が48.8%、前回3年前の54.7%に比較して5.9ポイント下回ったことで、投票所の数は全国で合わせて4万7,044カ所で、前回3年前の4万7,902カ所と比較して858カ所、1.8%減少しております。

この要因は、投票所の数では、人口減少に加えて、投票事務に携わる職員の人手不足が深刻になっているほか、高齢化で投票立会人の確保が難しい地域もあり、参議院議員選挙の全国の投票所数は、2001年の5万3,439カ所をピークに減少の一途をたどっておるといのが現状でございます。投票終了時刻を繰り上げる投票所も全体の35%に当たる1万6,622カ所に上っております。

また、今回の参議院選挙は、選挙期間中に台風や大雨などの被害が相次いだことも投票率に影響したと報じられております。

今回の参議院議員選挙における奥多摩町の投票状況は、当日有権者数 4,643 人、投票者数 2,633 人で、前回 3 年前の投票者数 2,890 人と比較し、257 人、8.9%の減少となり、投票率は 56.71%、前回の 3 年前と比較いたしまして 2.41 ポイントの減少となりました。

奥多摩町選挙管理委員会では、現在、投票区・投票所の見直しを検討しており、昭和 30 年合併以降、有権者数の減少や期日前投票の導入による当日の投票所での投票者数の減少など、投票所を取り巻く環境は大きく変化をしております。

また、投票所として利用している生活館もバリアフリー化が十分ではなく、高齢者にとっても必ずしも投票しやすい環境とはいえない投票所もあり、役場会議室で行われております期日前投票を利用される有権者も増えているのが実情でございます。中でも旧第 11 投票所（中山生活館）は、当日の投票者数よりも期日前投票者数が多いことから、このような現状を踏まえ、境、中山、水根地区の皆様にご理解をいただき、第 10 投票所（境生活館）と第 11 投票所（中山生活館）を平成 29 年 7 月執行の東京都議会議員選挙より投票所の統合を行い、第 10 投票所（境生活館）といたしました。

また、統合の中で、有権者皆様に支障を来さないよう、中山、水根地区にお住まいの有権者につきましては、期日前投票及び投票日において移動支援として、第 10 投票所（境生活館）まで 7 名の送迎を実施した実績がございます。

今後も、第 10 投票所（境生活館）における中山、水根地区の有権者の皆様には、中山自治会を通じて期日前投票、当日の投票における送迎について、運行時間、乗降場所等を示した回覧等で周知を行い、町職員によるワゴン車での送迎移動支援を実施してまいりたいと考えております。

高齢者などの投票弱者に対する支援態勢につきましては、9 番、原島幸次議員から、平成 28 年第 3 回定例会においてご質問いただき、答弁をしておりますが、町における選挙に関する事務につきましては、執行機関から独立して選挙を管理するために設置された機関である選挙管理委員会が所掌しておりますので、私が具体的な内容について決定することはできませんが、ご答弁させていただいた町の状況等につきましては、皆様方のご意見を踏まえながら、選挙管理委員会にお伝えし、それを承知していただきながら、いろんな部分について改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

今後も高齢化が進む中で、多くの住民が大切な 1 票を無駄にすることなく、投票ができる環境を整備することで、投票率の向上が図れるよう選挙管理委員会と連携をしながら推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（師岡 伸公君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（大澤由香里君） 補聴器については慎重な検討を行っていくということでした。

身近な方たちに日常生活で聞こえにくくて困った経験はないかと聞いてみましたので、ご紹介します。

70代の夫を持つ60代の女性の方です。夫が難聴になり、大きな声で話しかけても聞こえづらいようで、何回も聞き返してくる。より大きな声で話しかけるが、3回、4回と続くと嫌になり、夫婦げんかになることもある。

70代後半の男性です。電話で相手の声が聞こえなくて、言っていることがわからない。電話をとるのも、かけるのも嫌になった。

80代の男性です。人の話が聞こえづらくなったので、人と会うのがおっくうになり、家にこもりがちになった。また、テレビも大音量にしないと聞こえない。宅配便や人が来てもわからないことが多い。

70代の男性です。息子夫婦や孫たちの家族と暮らしているが、食事のときなど、会話が聞き取れず、話に入れない。自分だけ取り残されているようで寂しさを感じる。

60代前半の女性です。最近、耳が遠くなってきたと感じる。人の話が聞こえづらくて聞き返すことが多くなった。しかし、聞き返すのも1回まで。それ以上だと、その場をしらけさせるようで怖い。2回聞いてもわからないときは適当にごまかしている。

旅行が好きだったという70代の女性です。旅行に行っても、お友達との会話が楽しめず、次第に行かなくなった。

自治会の連絡係というか、役員なのかどうかわかんないんですけども、やっている女性のお話です。自治会の集まりなどで、聞こえてないのに聞こえたふりをする人がいる。こちらが気づいて大きな声で再度話しかけたり、書いて教えたりすれば間違いはないが、気づかなければ、わかってないままになる。重要な話は要注意だ、というお話もありました。

以上、何人かの聞き取りをご紹介しましたが、改めて聞いてみると、不便な思いをしている方がたくさんいることがわかりました。難聴は本人だけの問題ではなく、家族や周囲とのコミュニケーションに大きな支障を来します。しかし、話を伺った方たちはほとんど補聴器をつけていませんでした。補聴器をつけないのか伺うと、高くとてもじゃないけど、買えないという方。また、亡くなった親の使っていたものがあつたので、つけてみたが、雑音がうるさくて、やめてしまったという方。また、購入したが、合わなくてやめたという方など、補聴器をつけていない方はどの方も聞こえるようになることをあきらめていました。補聴器の助成があれば購入するかと聞きましたら、中には、要らねえよと、吐き捨てるようにおっしゃる方もいましたが、自己負担の額にもよるが、自分の耳に合っ

煩わしくなければつけないという方もいらっしゃいました。例外的にテレビで1万円くらいのを売っていたので、買って使っているという方もいらっしゃいました。意外にもよく聞こえたそうですが、すぐ壊れたそうです。聞こえないのはつらいので、また同じものを購入して使っているそうですが、いつまでもつかと心配されていました。町が補助してくれるのであれば、きちんと医者で診断を受けて、適切な補聴器をつけようと思う高齢者は少なからずいると思います。

高齢化率が約50%の奥多摩町にとって、高齢者が日常生活に不便を感じることなく過ごせるように支援することは、若者定住支援と同様に、重要課題だと考えます。

東京都の福祉保健局は、区市町村の判断で補聴器購入助成に都の包括補助、これは高齢者の施策経費の2分の1を都が補助するものですが、その補助制度を活用できると都議会の委員会でも回答しています。ぜひそういった補助金を活用しながら実現を図っていただきたいと考えますが、1990年から補聴器助成を行っている江東区では、耳が不自由な高齢の方への家庭及び地域社会と高齢者福祉の向上を図ることが目的であり、福祉施策として行われています。この江東区の事業の特徴は、補聴器の利用で多い、自分に合わない、効果がないなどの声に対応していることです。毎週決まった日に、認定補聴器技能者による技術支援として、それぞれの利用者に合わせて補聴器の調節をしてくれていることです。とても便利と好評で、その費用も自治体が予算化していて、利用者負担はありません。

豊島区では、聴力低下による閉じこもりを防ぎ、高齢者の積極的な社会参加や地域交流を支援し、高齢者の健康増進、認知症予防に資することを目的に、高齢者に補聴器助成を行っています。

補聴器助成の目的は、認知症対策だけではありません。何より困っている高齢者を支援するためです。現在では、全国で20の自治体が障害者手帳を持たない高齢者に補聴器購入の助成を行っています。聞こえづらくなってきた段階での補聴器の購入助成など、早目の支援が医療費の削減にもなりますし、何より高齢者の積極的な社会参加や家族、地域の交流を進めて、健康増進や介護予防に役立ちます。

奥多摩町の高齢者が地域で生き生きと暮らし続けていけるように、ぜひ補聴器の助成に向けて前向きに検討していただくよう強く要望いたします。質問ではありませんので、今のは要望です。

次に、移動投票車の導入をぜひということですが、先ほど高橋議員のご質問の中で、高齢者が疎外感や置き去り感を感じているというお話がありました。高齢者への補助金助成や、こうした投票車などの個々の高齢者の不便さに寄り添うような施策を行うことも高齢



者に寄り添っているよという町の姿勢が示せるのではないかと思います。ぜひ前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 要望ということでよろしいですね。

以上で、2番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第3 一般質問はすべて終了しました。

次に、日程第4 議員提出議案第1号 天皇陛下御即位賀詞に関する決議を議題とします。議案を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） それでは、朗読いたします。

議員提出議案第1号 天皇陛下御即位賀詞に関する決議、上記の議案を提出する。令和元年9月13日提出、提出者、奥多摩町議会議員高橋邦男、賛成者につきましては、提出者以外の全議員でありますので、朗読を割愛させていただきます。

奥多摩町議会議長、師岡伸公殿、理由、天皇陛下のご即位に慶祝の意を表したいため。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、朗読は終わりました。

これより提案理由の説明を提出者、高橋邦男議員に求めます。高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋邦男です。

それでは、議員提出議案第1号 天皇陛下御即位賀詞に関する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

30年余り続きました平成という時代が終わり、平成の天皇は上皇とされました。常に国民に寄り添い、世界の平和と人々の幸せを願いながら、長きにわたり数々の公務にご精励になられた上皇様には敬慕の念にたえないところであり、謹んで感謝の意を表します。

そして、令和の時代の天皇陛下は、5月1日にご即位されましたが、今回の皇位継承は憲政史上初めての天皇譲位であります。天皇陛下におかれましては、新緑の風薫るよき日にご即位されましたことはまことに慶賀にたえないところであります。

天皇皇后両陛下のますますのご清勝と令和の時代が希望に満ちた、あふれるものとなりますようお祈り申し上げ、奥多摩町議会として謹んで慶祝の意をあらわすものであります。

ぜひ奥多摩町議会として決議いただきたく、今議会に議案を提案申し上げた次第でございます。どうぞよろしくご審議の上、ご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わりにします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。本件については、提出者を含む全議員が賛成者でありますので、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 議員提出議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議員提出議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。議案を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） それでは、朗読します。

議員提出議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書、上記の議案を提出する。令和元年9月13日提出、提出者、奥多摩町議会議員高橋邦男、賛成者につきましては、提出者以外の全議員でありますので、朗読を割愛させていただきます。

奥多摩町議会議長、師岡伸公殿、理由、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であるため。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） これより提案理由の説明を提出者高橋邦男議員に求めます。高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

それでは、意見書の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や、たび重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、本町議会は、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月、東京都西多摩郡奥多摩町議会、内閣総理大臣外関係4大臣殿。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。本件については、提出者を含む全議員が賛成者でありますので、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第5 議員提出議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は9月20日となっておりますので、明日9月14日から19日までの6日間は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、明日9月14日から19日まで

の6日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は、9月20日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後3時13分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員